

平成 26 年

第 4 回定例輪之内町議会会議録

平成 26 年 12 月 5 日 開会

平成 26 年 12 月 12 日 閉会

輪之内町議会

第4回定例輪之内町議会会議録目次

12月5日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	3
町長提案説明	4
議第48号(提案説明・質疑・討論・採決)	8
議第49号(提案説明・質疑・委員会付託)	11
議第50号(提案説明・質疑・委員会付託)	14
議第51号(提案説明・質疑・委員会付託)	16
議第52号(提案説明・質疑・委員会付託)	18
議第53号(提案説明・質疑・委員会付託)	19
議第54号(提案説明・質疑・討論・採決)	20
議第55号(提案説明・質疑・討論・採決)	28
議第56号(提案説明・質疑・討論・採決)	34
議第57号(提案説明・質疑・討論・採決)	36
議第58号(提案説明・質疑・討論・採決)	38
議第59号(提案説明・質疑・討論・採決)	48
議第60号(提案説明・質疑・討論・採決)	52
議第61号(提案説明・質疑・討論・採決)	53
議第62号(提案説明・質疑・討論・採決)	54
議第63号(提案説明・質疑・討論・採決)	58
議第64号(提案説明・質疑・討論・採決)	59
議第65号(提案説明・質疑・委員会付託)	60
選第1号	62
散会	64

12月12日

議事日程	6 5
本日の会議に付した事件	6 5
出席議員	6 5
欠席議員	6 5
説明のため出席した者	6 5
職務のため出席した事務局職員	6 6
開議	6 7
諸般の報告	6 7
一般質問	6 7
1 番 上野賢二議員	6 7
9 番 森島正司議員	7 1
2 番 浅野常夫議員	8 3
6 番 田中政治議員	8 7
議第49号から議第53号まで及び議第65号（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 7
発議第2号（趣旨説明・質疑・討論・採決）	1 0 5
閉会	1 0 7
会議録署名議員	1 0 8

平成26年12月5日開会 第4回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成26年12月5日

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案上程
- 日程第 5 町長提案説明
- 日程第 6 議第48号 専決処分の承認について
平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議第49号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議第50号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 9 議第51号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第10 議第52号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第11 議第53号 平成26年度輪之内町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第12 議第54号 輪之内町太陽光発電設備管理基金条例の制定について
- 日程第13 議第55号 輪之内町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議第56号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第57号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議第58号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第59号 輪之内町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第60号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第61号 輪之内町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議第62号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第63号 輪之内町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第64号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ

いて

日程第23 議第65号 輪之内町庁舎改修工事請負変更契約の締結について

日程第24 選第1号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第24までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	4番	小寺強
5番	浅野利通	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	西松敏夫
参事兼 会計管理者	加藤智治	調整監	加納孝和
調整監兼 住民課長	岩津英雄	総務課長	兒玉隆
経営戦略課長	荒川浩	税務課長兼 会計室長	田中実
福祉課長	田中久晴	産業課長	中島智
建設課長	高橋博美	教育課長	松井均
危機管理課長	森島秀彦		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開会)

○議長（小寺 強君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、議員定足数に達していますので、平成26年第4回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第118条の規定により議長において、2番 浅野常夫君、6番 田中政治君を指名いたします。

○議長（小寺 強君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月12日までの8日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から12月12日までの8日間とすることに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から平成26年度8月分、9月分、10月分に関する出納検査結果報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

本年もいよいよ師走となり、多事多端のことと存じます。議員各位には、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

本日、ここに平成26年第4回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を御出席賜り、誠に御苦労さまでございます。

さて、現在、去る11月21日の衆議院解散に伴い、12月2日公示、12月14日投票ということで選挙戦が展開されております。安倍総理が「アベノミクス解散」と銘打ったとおり、今回の選挙の最大の争点は、安倍政権の経済政策・アベノミクスの継続か転換かを問うものであります。また、来年10月に予定されておりました消費税率10%への引き上げを延期することについて国民に信を問うとも述べております。

現在の景気の状態は、国内総生産（GDP）の実質経済成長率は、2四半期連続のマイナス成長となっております。地方や中小企業にアベノミクスの恩恵が行き渡っていないのではないかと、そんな指摘もされているところでございます。

いずれにいたしましても、今なぜ解散なのかと多くの国民が思う中の選挙であり、その意味では投票率が非常に気付きでありますけれども、有権者の皆様はぜひとも投票で自分の意思を示していただきたいと、そんなふうに思っております。

さて、この一年を振り返ってみますと、2月に開催されたソチオリンピックでは、フィギュアスケートで羽生選手が金メダルを獲得するなど、長野オリンピックの10個に次ぐ8個のメダルを獲得し、日本人選手の活躍が目立った大会でもありました。

同4月1日からは消費税率が5%から8%に引き上げられ、経済の好転が見られない状況がまだまだ続いております。

また、急速な円安から輸入価格の上昇を招き、原油価格の高騰により、電気料金、ガソリン等、軒並み物価が上昇して庶民の懐を直撃しておりますが、OPECが原油安を容認し、減産しないことが決定されておまして、原油先物価格が下落し、当面の日本にとっては歓迎すべき状況であろうかと思っております。TPP交渉においては、御案内のとおり、アメリカとの事前協議が難航している状況が続いておるところでございます。

一方、社会問題としては、「老人漂流社会」「老後破産」等、老人に係る言葉も生まれております。また、相変わらず育児放棄、虐待等、子供の事件も多く発生をしておるところであります。

目を転じまして、災害では7月の長野県南木曾町の土石流、8月の広島県北部の土砂

災害、9月の御嶽山の噴火、11月は長野県北部地震と、続く自然災害に見舞われた一年でもありました。

幸いなことに、当町では災害は発生しておりませんが、やはり備えを怠らないようにしないとイケないと、そんな思いで日々を努めておるところでございます。

また、日本の研究者3名がノーベル賞を受賞したことは、日本人に誇りを与え、技術的なことでは、リニア新幹線がいよいよ着工の運びとなっております。

文化的な面では、群馬県の富岡製糸場と絹産業遺産群の世界文化遺産登録、和紙、これは石州半紙、本美濃紙、細川紙、3つが無形文化遺産に登録をされました。日本の技術・文化が世界に認知をされ、大変うれしく思うところであります。

さて、輪之内町は、今年60周年を迎えました。人間でいえば還暦ということでございます。大きな節目になろうかと思っております。

今年、東大藪工業団地用地と南波工業団地用地の売却が決まり、二、三年後には工場が稼働する見込みであります。輪之内町を活性化するには、人口をまずはふやすことであります。人口減少の時代の中にあつて輪之内町は、働く場所、住む場所を創出、提供を図ってまいります。今後も、ますます活力あるまちづくりに努力をしてまいります。そのためには、議会、行政、住民が一丸となって実行に向けて協働をしていかなければなりません。何とぞよろしくお願いをいたします。

それでは、本日提出させていただきました議案の御説明をさせていただきます。

議案の内訳は、専決処分の承認1件、補正予算5件、条例制定1件、条例改正10件、その他1件の合計18件でございます。

議案の概要を順次御説明申し上げます。

初めに、補正予算関係でございます。

議第48号 専決処分の承認につきましては、平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）を専決処分しましたので、その承認を求めるものであります。その内容は、今回の衆議院解散に伴う議員総選挙に係る費用518万8,000円を補正したものであります。

議第49号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,248万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億8,625万7,000円と定めるものであります。

それでは、初めに歳出の補正予算について御説明を申し上げます。

議会費及び総務費の総務管理費のうち、人事管理費は、平成26年8月に人事院勧告が出され、10月に国家公務員一般職職員の給与改定を行う旨の閣議決定がなされました。これに伴い、議員及び職員等の給与の見直しを行い、不足分を補正するものであります。

広報費は、広報掲示板の修繕要望があり、これに対応しようとするものであります。

財産管理費は、輪之内町太陽光発電設備管理基金を創設し、休日等の余剰電力の売電収入を基金に積み立てるものであります。基金は、太陽光発電設備の今後の維持管理に

備えるためのものであります。

企画費では、輪之内光サービスの加入者に対し補助金を支給しておりますが、本年度は既に40件の申請があり、予算が不足することが見込まれますので追加の補正をするものであります。なお、11月末日現在の加入率は47.4%となっております。

生活安全対策費は、カーブミラーの修繕要望に応えるため補正をするものです。

電子計算費の負担金については社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度において必要となる中間サーバーを全国2カ所に設置するための負担金を補正するものであります。

民生費では、人事院勧告に伴う給与改定による国保会計従事職員の人件費不足分、加えて70歳から74歳の患者負担特例措置の見直しに当たり、国保データベースシステムの改修費用を補正するものであります。

農林水産業費の農業費のうち、農業委員会費では、農地法の改正に伴い、農地台帳システム改修に要する費用を補正するものであります。

耕種農業費の補正につきましては、西美濃農業協同組合が輪之内カントリーエレベーターに小麦のもみすり調製を行う機械の導入に伴う経費を補助するものであります。また、今年度、新中郷営農組合が農業生産法人として設立をしましたので、法人化支援補助金を交付するものであります。

商工費は、商工会に委託しております街路灯事業において電気料金の高騰により電気料金の支払い額が増加する見込みでありますので、不足額を補正するものであります。

消防費については、戸別受信機の在庫が少ないため、10台を購入すべく補正をするものであります。

次に、歳入の補正予算について説明を申し上げます。

国庫支出金につきましては、社会保障・税番号制度に関連してシステム改修やその他の整備に要する費用を国から補助金として受け入れるものであります。

県支出金は、農地台帳システム改修費に対する補助金、カントリーエレベーター小麦もみすり機購入に対する補助金、営農組合の法人化補助金であります。

前後いたしますけれども、雑入につきましては、太陽光発電の売電収入で1月から3月の3カ月間の見込み額であります。

繰越金につきましては、歳出補正の財源不足分を繰越金で賄うものであります。

次に、議第50号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,555万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億6,659万5,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、総務費、総務管理費では、人事院勧告に伴う人件費の不足分と国保システム改修費を増額するものであります。

保険給付費、療養諸費につきましては一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費につきまして、当初予算の見込みを上回るペースで推移をしておりますので増額の補正をするものであります。

償還金につきましては、平成25年度の一般被保険者医療に対する療養給付費等負担金の実績精算に伴い、超過交付分を返還するものであります。

歳入につきましては、療養給付費等負担金は、保険給付費のうち一般被保険者分、老人保健拠出分、介護納付金及び後期高齢者支援金に対し国から交付をされるものであります。

繰入金は、人件費等の補正に伴う一般会計からの繰入金であります。また、その他歳出補正の財源として繰越金を充てるものであります。

次の議第51号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）、議第52号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第53号 平成26年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）については、人事院勧告に伴う人件費の不足分を増額するものであります。

続きまして、条例関係でございます。

議第54号 輪之内町太陽光発電設備管理基金条例の制定につきましては、このたび庁舎屋上に設置をいたしました太陽光発電設備、これは国の補助を受けており、補助の要件に売電利益分は基金にて積み立てるとされておりますので、基金条例を制定し、積み立てるものであります。

議第55号 輪之内町行政手続条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続法の一部改正に伴い、関連する町条例の一部を改正するものであります。

議第56号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議第57号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に伴う職員の給与改正にあわせた一部改正であります。

議第58号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議第59号 輪之内町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例、少し飛びまして、議第63号 輪之内町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、これらにつきましては、いずれも人事院勧告に伴う一部改正であります。

議第60号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、関連する町条例の一部を改正するものであります。

議第61号 輪之内町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法の一部改正において定義規定が加えられたことにより、関連する町条

例の一部を改正するものであります。

議第62号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、出産育児一時金の内訳が変更されたことに伴い、町条例の一部を改正するものであります。

議第64号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、児童扶養手当法の一部改正に伴い、関連する町条例の一部を改正するものであります。

議第65号 輪之内町庁舎改修工事請負変更契約の締結につきましては、工事を進めるにつれ追加工事の必要も出てまいりましたので、変更請負契約の締結の承認を受けようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

日程第6、議第48号 専決処分の承認について、平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第48号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。お手元に配付の議案、1ページをごらんください。

議第48号 専決処分の承認について。平成26年11月21日地方自治法第179条の規定により、専決処分したので報告し、その承認を求めるものとする。平成26年12月5日提出、輪之内町長 木野隆之。

次に、2ページをお開きください。専決処分書、地方自治法第179条の規定により、次のとおり専決処分するものとする。平成26年11月21日、輪之内町長 木野隆之。

専決第3号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）ということで、3ページをごらんください。

専決第3号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）。平成26年度輪之内町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ518万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億6,376万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年11月21日専決、岐阜県安八郡輪之内町長。

4 ページ、5 ページの第 1 表は、先ほどの第 1 条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

それでは、今回の補正予算の内容について事項別明細書で説明をさせていただきます。

当該補正予算につきましては、御案内のとおり、去る11月21日に衆議院が解散され、12月2日公示、14日投開票される衆議院議員総選挙に係る事業費を計上したものでございます。

先に歳出補正予算について御説明申し上げます。5 ページをお開きください。

選挙管理委員会費の13万5,000円は、当該選挙に係る選挙管理委員会委員の報酬で、委員会7回分を計上したものでございます。

次に、選挙啓発費の5万2,000円は、投票率の向上等を目指すべく、明るい選挙推進協議会委員による選挙啓発費に係る報酬、10人分を計上したものでございます。

続いて、衆議院議員総選挙費の500万1,000円は、選挙に係る直接の事業費であります。主なものとして、報酬の53万5,000円は、投票所、開票所における各管理者及び立会人の報酬を計上したものです。職員手当等につきましては、選挙事務に従事する職員の時間外手当を計上したものです。その他、委託料の63万1,000円は、選挙人名簿、投票所入場券の作成や、ポスター掲示場の設置・撤去に係るものを計上したものでございます。

戻って、歳入補正予算について御説明いたします。3 ページをお開きください。

歳入の補正は、当該選挙に係る県支出金、総務費委託金を試算いたしまして469万4,000円を計上し、不足分49万4,000円については、4 ページにありますように繰越金を充てております。

以上で、議第48号 専決処分の承認についての御説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9 番 森島正司君。

○9 番（森島正司君）

特に問題があるというわけじゃないんですけども、ちょっと念のためにお伺いしたいんですが、21日に解散されて、まだ選挙日程も決まっていない段階でしたね、このときは。これで、もう既に21日に専決処分されたということですけども、これは県のほうからどのくらい補助金が出るかということもそれまでにわかっておったのかどうか。いつの時点でこの作業に入られたのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

ただいま御質問いただきましたけれども、衆議院が解散されれば当然に選挙は行われるということでございますので、当然予算が必要になってくるということで補正予算を組んだところでございます。

それから、歳入におきます委託料につきましては、基本的には2年前の衆議院の選挙における補正予算と同額を計上したところでございます。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

そうすると、今回、県のほうから内示があったとか、そういうことではなくて、全く町の判断で補助金なども計上されたということですか。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

県から内示は参りましたけれども、21日以降に内示は来ております。この衆議院議員選挙の経費につきましては、国において基準がありますので、そちらの基準から前回補正予算を計上しておりますので、今回もとりあえず同じ額を計上するというにいたしました。

なお、実際には後ほど選挙が終わってから委託金については精算書を出して額を確定するという手続になっておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第48号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで討論を終わります。

これから議第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第48号 専決処分の承認について、平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

日程第7、議第49号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○経営戦略課長(荒川 浩君)

それでは、議第49号、一般会計補正予算について御説明申を申し上げます。

お手元に配付の議案、6ページをごらんください。

議第49号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第4号)。平成26年度輪之内町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,248万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億8,625万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年12月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

7ページ、8ページの第1表は、先ほどの第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

それでは、今回の補正予算の内容について事項別明細書で説明をいたします。

先に歳出補正予算について説明をいたします。7ページをごらんください。

款1. 項1. 目1. 議会費の30万4,000円及び8ページの款2. 項1. 目2. 人事管理費353万5,000円は、人件費の不足額を追加するものでございます。これにつきましては、先ほどの提案説明にもございましたが、平成26年8月の人事院勧告を受けての議員及び職員等の期末手当の見直し、加えて平成26年4月の人事異動、これらを要因とする不足額の追加をしようとするものでございます。

続いて、目3. 広報費の16万2,000円は、広報掲示板の修繕費用を追加しようとするものでございます。広報掲示板は、そのほとんどが雨風にさらされている状態でありますが、また今年は台風18号、19号の襲来があり、それらの通過に当たっては町内で特に甚大な被害はありませんでしたが、地域から広報掲示板の修繕要望が出ておりますので、

これに対応してまいります。

目7. 財産管理費の1万1,000円は、輪之内町太陽光発電設備管理基金を造成し、休日等の余剰電力の売電収入を当該基金に積み立てるものでございます。現在、国庫補助金を活用して庁舎屋上に太陽光発電設備の設置を行っておりまして、間もなく完成する予定をしております。この補助金の要綱には、余剰電力の売電収入は基金に積み立て、今後の維持管理に備えることという規定がありますので、当町もそれに従うものでございます。

続いて、目9. 企画費の97万6,000円は、輪之内光サービスに加入した際の補助金を追加しようとするものでございます。本補助金申請に当たっては、11月7日までに1戸建てについては39件、集合住宅については1件の申請があり、予算が残りわずかとなってまいりましたので、20件分を追加しまして今後の補助金申請に備えていきたいと考えております。

続いて、目10. 生活安全対策費の18万2,000円は、カーブミラー反射鏡の修繕費用を追加しようとするものでございます。

次に、目11. 電子計算費の66万3,000円は、社会保障・税番号制度による環境整備の一環として行われる中間サーバーの負担金を追加しようとするものでございます。なお、この中間サーバーは、全国2カ所、西日本と東日本に設置されるものでございまして、情報連携の対象となる個人情報の副本を保有管理し、情報提供ネットワークシステムと地方公共団体の既存システムとの情報の授受の仲介をする役割を担います。なお、この分につきましては、全額国庫補助が充当される予定でございます。また、財源補正でございますが、当初予算でお認めいただきました社会保障・税番号制度に関連して既存システムを改修する経費やその他整備に対して国庫補助金がつきましたので、一般財源の214万5,000円を減額し、先ほどの中間サーバー分と合わせて280万8,000円を財源補正するものでございます。

続いて9ページをごらんください。

款2. 項3. 目1. 戸籍住民基本台帳費につきましても社会保障・税番号制度に関連した財源補正で、当初予算でお認めいただきました住基ネットワークシステムにおける改修経費に対して国庫補助金がつきましたので、115万5,000円を計上し、一般財源の同額を減額補正するものでございます。

次に、款3. 項1. 目5. 国民健康保険費の50万9,000円は、国民健康保険事業特別会計への繰り出し支出を追加するものでございます。先ほどの議会費や総務費の人事管理費と同じく、26年8月の人事院勧告による国保会計従事職員の人件費不足分、加えて26年4月1日からの医療制度改正、70歳から74歳の患者負担特例措置の見直しに当たりまして、国保データベースシステムの改修費用の合計額でございます。

次に、款5. 項1. 目1. 農業委員会費132万9,000円は、農地台帳システムの改修費用を追

加するものでございます。農地法が改正されたことに伴いまして、農地台帳に掲載する項目が追加されたことや、農地台帳情報の一部を公開する機能が必要となったことから、所要のシステム改修を行うものでございます。

次に、目4. 耕種農業費の1,406万1,000円は、西美濃農業協同組合と新中郷営農組合への補助金を交付するものでございます。西美濃農業協同組合が輪之内カントリーエレベーターに導入する小麦のもみすり調製を行う機械の経費に対する助成金のほか、今年度、新中郷営農組合が農業生産法人として設立したことから、設立に伴う諸経費の負担軽減のため定額補助金を交付しようとするものでございます。

次に、12ページをごらんください。

款6. 項1. 目1. 商工総務費の40万円は、商工会に委託しております街路灯事業のうち、その電気料金の追加をしようとするものでございます。円安などの燃料費の高騰に伴う電気料金の高騰、加えて再生可能エネルギー発電促進賦課金及び太陽光発電促進賦課金の上乗せ、これらを要因とする電気料金の増数に対応してまいります。

次に、13ページをごらんください。

款8. 項1. 目3. 防災費の35万7,000円は、新規転入者等に対応しております戸別受信機の在庫が少なくなってきましたため、10台を追加購入しようとするものでございます。

戻って、歳入補正予算について御説明をいたします。3ページをお開きください。

款13. 項2. 目5. 総務費国庫補助金の396万3,000円は、社会保障・税番号制度に関連して既存システムを改修する経費や、その他の整備に対して受け入れる補助金でございます。対象となる事業費は、今回の補正で説明をさせていただきましたが、電子計算費の番号制度中間サーバー整備等負担金に加えて、既に当初予算でお認めいただいております電子計算費の総合行政システム改修費と戸籍住民基本台帳費の住基ネットワークシステム改修費で、それぞれに財源充当しております。

次に、4ページをお開きください。

款14. 項2. 目4. 農林水産業費県補助金の1,538万8,000円は、歳出で御説明をした農地台帳システムの改修費のほか、輪之内カントリーエレベーターに導入する機械と新中郷営農組合設立事務費に対する補助金を受け入れるものでございます。

前後しますが、6ページをお開きください。

款19. 項5. 目5. 雑入の1万1,000円は、太陽光発電の余剰電力の売電収入でございます。なお、1万1,000円は、平成27年1月から3月までの3カ月間の収入見込み額でございます。

最後に5ページをお開きください。

款18. 項1. 目1. 繰越金でございますが、歳入歳出予算額の総額に対して繰越金以外の他の歳入で賄えない分として312万7,000円を計上しております。

以上で、議第49号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わり

ます。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第49号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第49号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小寺 強君）

日程第8、議第50号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

岩津英雄君。

○調整監兼住民課長（岩津英雄君）

それでは、議案書9ページをお開きください。

議第50号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。平成26年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,555万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,659万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年12月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長ということでございます。

議案書の10ページ、11ページは、先ほど述べました第1表、歳入歳出予算補正の款項別の金額を示したものであります。

詳細については事項別明細書により御説明申し上げます。

歳出のほうから御説明申し上げます。6ページをお開きください。

款1. 項1. 目1. 一般管理費50万9,000円でございますが、給料、職員手当等、共済費、合わせて人件費といたしまして18万5,000円を追加し、委託料といたしましては、国保電算システム改修の委託料32万4,000円でございます。

7ページをお開きください。

款2. 項1. 目1. 一般被保険者療養給付費につきましては、5,053万3,000円を追加するものでございます。当初予算におきましては、一月当たり約3,800万円ほどを予定しておりましたんですけれども、医療費の増嵩によりまして、月額でいいますと約4,200万円ほどになります。よって、この金額を追加するものでございます。

8ページに移ります。

款2. 項2. 目1. 一般被保険者高額療養費につきましては、630万9,000円を追加するものでございます。これも医療費の増嵩によりまして追加するものでございます。

9ページをお開きください。

款10. 項1. 目3. 償還金820万4,000円を追加するものでございますが、これは平成25年度の療養給付費等負担金を実績により精算して返還するものでございます。

歳入に移ります。3ページをお開きください。

款3. 項1. 目1. 療養給付費等負担金1,405万7,000円でございます。療養給付費等の増嵩に対しまして国庫負担金を1,405万7,000円追加するものでございます。

4ページをお開きください。

款9. 項1. 目1. 一般会計繰入金、これは一般会計のほうでも御説明申し上げましたとおり、職員給与費等に充てるため、50万9,000円を繰り入れるものでございます。

項2. 目1. 国民健康保険基金繰入金、これは医療費の増嵩に対する財源に充当するため繰り入れるものとして3,600万円でございます。

款10. 項1. 目2. その他繰越金1,498万9,000円、これは歳出補正を行った結果、その不足分を補うものでございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

主な増加の理由は、医療費の当初予算に対する増加だというふうな御説明でしたけれ

ども、どのような医療の特徴といますか、なぜこんなに見込みと違うほど大きな増加になったのかと、その辺の、要はどんな病気がふえているのかと、そんなようなことでちょっと御説明願いたいと思います。

○議長（小寺 強君）

住民課長 岩津英雄君。

○調整監兼住民課長（岩津英雄君）

どのような理由でこの医療費が上がっているのかということでございますけれども、件数にいたしますと、去年と件数は変わっておりませんが、ただ、医療費が増嵩しているということで、個々の医療費が上がっているというふうに分析いたしております。

現在の状況につきましては、今年度の医療費として療養給付費として支払った分の3月診療分から8月診療分の主な病気の状況につきまして御説明申し上げますと、この半年間に100万円以上の医療費がかかっているというのが22件あります。そのうち、9件ががん、4割ですけれども、その次に脳梗塞、脳血管障がいなんか4件あります、約2割というような状況でございまして、やはり世間で言われておりますとおり、がんが大きな医療費の増嵩になっているというふうにございます。以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第50号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第50号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第9、議第51号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○福祉課長（田中久晴君）

それでは、説明させていただきます。議案書の12ページをお開きください。

議第51号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）。平成26年度輪之内町の児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,412万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年12月5日提出、安八郡輪之内町長。

次の13ページ、14ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項別の補正が示されております。その内容につきましては事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書4ページをお開きください。

歳出の説明をさせていただきます。款2.項1.目1.児童発達支援事業費で12万3,000円を追加するものでございます。この金額は、人事院勧告に基づく給料表の改定による人件費に係るものでございます。給与、職員手当等、共済費の合計として増額補正させていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。3ページをお開きください。

款4.項1.目1.繰越金でございます。25年度からの繰越金により不足分を増額するものでございます。

以上で児童発達支援事業特別会計の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第51号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第51号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第10、議第52号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

建設課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

それでは、説明させていただきます。議案書の15ページをお開き願いたいと思います。

議第52号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。平成26年度輪之内町の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるということで、第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,866万5,000円と定めるものでございます。平成26年12月5日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

16ページ、17ページは款項別に示したものでございます。

詳細につきまして事項別明細書にて説明させていただきたいと思います。下水道事業特別会計補正予算の事項別明細書の歳出、4ページをお開き願いたいと思います。

款1の公共下水道費、目1の特定環境保全公共下水道建設費で補正額の7万4,000円につきましては、平成26年8月の人事院勧告を受けて職員の期末手当等の見直しによる不足額を補正するものでございます。

次に3ページ、歳入でございますけれども、款7の繰越金、目1の繰越金7万4,000円につきましては、予算総額の調整をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第52号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第52号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第11、議第53号 平成26年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

建設課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

それでは、議案書の18ページをお開き願いたいと思います。

議第53号 平成26年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、平成26年度輪之内町の水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条としまして、収益的支出の補正、収益的支出の予定額を次のとおり補正することで、第1款水道事業費、第1項営業費用で7万6,000円の増額、第3項特別損失では4,000円の減額をするものでございます。

第3条では、水道事業会計予算第6条に定めました職員給与費についての補正額と補正後の予算を掲載しております。

詳細につきまして、別冊の平成26年度輪之内町水道事業会計補正予算説明書にて御説明させていただきます。1ページをごらんいただきたいと思います。

収益的支出、款1.水道事業費、項1.営業費用、目3.総係費で7万6,000円の増額、項3.特別損失、目1.その他特別損失で4,000円の減額、差し引き補正額の7万2,000円につきましては、平成26年8月の人事院勧告を受けて職員の期末手当等の見直しによる不足額を補正するものでございます。

2ページ以降はこの補正に係る詳細についての掲載でございますが、2ページのキャッシュ・フロー計算書では、この手当等の見直し分に含めまして6月賞与額確定による精算分もあわせて計上いたしております。

3ページでは給与費の明細について示し、4ページ、5ページには補正後の貸借対照表を掲載しております。

また、6ページでは、1ページの補正額を区分ごとに再掲いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第53号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第53号 平成26年度輪之内町水道事業会計補正予算(第1号)については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長(小寺 強君)

日程第12、議第54号 輪之内町太陽光発電設備管理基金条例の制定についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長(兒玉 隆君)

それでは、御説明をさせていただきます。議案書は19ページ、20ページでございます。よろしくお願いたします。

議第54号 輪之内町太陽光発電設備管理基金条例の制定について。輪之内町太陽光発電設備管理基金条例を次のように定めるものとする。平成26年12月5日提出、輪之内町長でございます。

20ページをお願いいたします。

今年度におきまして平成25年度からの繰越明許事業として岐阜県再生可能エネルギー等導入推進基金事業、これは国のグリーンニューディール基金事業でございますけれども、これを活用いたしまして太陽光発電設備の設置工事を実施しております。間もなく完成をいたします。完成の暁には、余剰電力を中部電力株式会社に売電することが可能となります。

環境省におきましては、このグリーンニューディール基金事業によりまして導入した設備の効率的な運用のため、売電管理のために造成した基金等によって売電収益を適切に管理することとしております。この環境省の方針に従いまして、輪之内町太陽光発電設備管理基金条例を制定して基金を設置しようとするものでございます。

基金条例の第1条におきましては、基金の設置目的について規定をしております。太

陽光発電設備の維持管理及び更新に係る事業を円滑に実施するために設置するものであることを規定しております。

第2条におきましては、基金には毎年度予算で定める額を積み立てるものとし、その予算額には発電設備から生ずる売電収入と基金運用益相当額を含むものとしております。

第3条の基金の管理の方法、それから第4条の繰りかえ運用につきましては、既に設置をされております他の基金と同様の規定としております。

第5条につきましては基金の処分について定めておりますけれども、環境省の方針どおり、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限定をしております。

第6条におきましては、基金の管理に必要な事項については町長が別に定めるということにしております。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この発電設備ですけれども、この定格出力というのは何キロワットになっているんですか。

それから、売電価格が幾らになっているのか。

それから、これは売電というのは発電から使用電力を差し引いた余剰電力だと思えますけれども、これは使用電力というのはどのくらいになるのか。要するに、どのくらい売電できるのかということをお伺いしたいわけです。そここのところを教えてください。

それから、この基金というのは維持管理及び更新に係る事業に充当していくということですが、この維持管理、更新に係る費用というのはどのくらい必要なものなのか、その辺のところをちょっと教えてくださいと思います。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

まず、発電設備の容量でございますけれども、15.22キロワットでございます。

中電への売電単価につきましては、1キロワット当たり8.3円で売電をするという予定をしております。

それから、平日におきまして太陽光で発電した電力につきましては庁舎で使用すると

ということになりまして、15.22キロワットの能力でございますので、平日において余剰電力が発生することは考えにくいというふうに考えております。したがって、土曜日であるとか日曜日であるとか、そういった役場が閉庁しておるときに余剰電力が発生するであろうということと考えております。

なお、じゃあ実際にどのくらいの余剰電力が発生するのかということにつきましては、役場のいろんな機械設備等の待機電力というのもありますので、なかなか確定した額を算定するのは難しいということもありますし、天候によりまして発電量も異なってまいりますので難しいという点はございますが、一応業者のほうに試算をさせました結果、1月から3月までの間、土・日等においては1,225キロワットほどの余剰電力が出るのではないかとというふうに試算が出ましたので、それに8.3円を掛けまして、補正予算で出てまいりましたように、1万1,000円ほど今年度は収入があるのではないかとというふうに見込んでおるところでございます。

それから、維持管理にはどのくらいお金がかかるのかということでございますけれども、パソコンですとか蓄電池、これらの寿命が10年ぐらいというふうにされておりますので、その間は特段の大きな維持管理というのは必要がないかとというふうに考えておりますけれども、その10年先、パソコン等が故障してきた場合に備えて、この基金を造成して、そこに売電収入を積み立てることによって将来のそういった機器の取りかえに対応するよというのが環境省の趣旨でございますので、そのようにしたいということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

1キロワット当たり8.3円ということですがけれども、これで1,225キロワット、三月で発生するだろうということで計算されたということですがけれども、これで今のパソコンとかバッテリーを10年後に取りかえるという費用が賄えるのかどうか。もし、これで賄えないとなると、当然これは一般会計から出すことになると思うわけですがけれども、その辺の見込み、どのように見込んでおられますか。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

ただいま申し上げた売電の金額から考えますと、当然パソコン等の取りかえの費用には不足するのは明らかでございます。しかしながら、環境省の方針としては、極端な話、

例えば1,000円の売電益があったとしても、それは基金に積みというような方針でございますので、その金額の大小にかかわらず基金は設置をするということでございます。

それから、何もその売電益だけを基金に積むということではございませんので、予算で定める額を積むことができるという内容にしておりますので、将来的な負担を見越して、今年度以降、毎年ある一定額を積み立てるということも可能な基金としておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

それから、この太陽光発電をすることによって昼間帯の電気代の使用料が少なくなるということだと思いますけれども、これはどのくらい見込んでおられるのか、お伺いします。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

そもそもこの太陽光発電設備の設置の目的は、災害時において避難所である町民センターが停電した場合、電気を供給するという目的で設置をする。それによって国も補助金を交付するというところでございまして、庁舎の日常の電気を太陽光発電設備で補うというものではないということは御理解をいただきたいと思っております。

それから、平日の発電の予測ですけれども、大体年間1万1,000キロワットほど発電できるのではないかとこのように考えております。したがって、その分については、従来役場で使用していた分をその太陽光発電設備で賄えるというふうに理解をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

ちょっとお尋ねしたいんですが、この太陽光は8.3円ということでしたが、これは一般家庭の売電の単価とはかなりかけ離れておると思うんですが、これはどういうふうな、特別な電力契約ということでしょうかね。

それからもう1つ、この災害時における、今、避難所とかいろんなところに電気が来ないときの電力供給をある意味持っているということでございますけれども、バッテリー

一で蓄電するのが主力で、売るとかというのは、要するに絶えず蓄電が目的で、売るというのは二の次の太陽光発電施設ですかね、これは。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

御質問にありましたとおり、一般家庭に比較いたしますと安い契約単価となっております。

それから、売電するのが目的なのかどうかというような御発言がございましたけれども、そもそも先ほども申し上げましたとおり、避難所である町民センターが停電のときに照明等がつけられるようにということを目的とした設備でございまして、このごろ太陽光発電設備はいろんなところにつけておりますけれども、そういった売電を目的とした設備ではないということを御理解いただきたいと思います。

したがって、これはいつかの全協でも御説明をいたしましたけれども、平常時においては市販の電気によりましてバッテリーはフル、満タンにしておくわけでございます。それが停電になりますと、そのバッテリーに市販の電気が供給できなくなりますので、そのときには太陽光で発電した電気をバッテリーに蓄電をいたしまして、それを町民センターの照明、あるいはコンセントのほうへ流すという設備でございます。

それから、契約単価が安いということにつきましては、そもそもグリーンニューディール基金事業において国の補助金をもらって設置をするといった設備でございますので、国の補助金イコール国民の皆様方の税金ということになります。税金を使用して設置した設備から発生した電気をまた高い値段で売電するということになりますと、その分については、また国民の方の御負担になるということでございまして、二重の負担にならないようにというような環境省の考え方もございますので、その点、中部電力も考えに入れまして、通常的一般家庭等が売電する場合よりは低い額でしか契約ができないということでございますので、よろしくお願ひします。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

売電単価については2dとか、どうたらこうたらとか、その中で税金を使って、それで設置しておるということで、二重負担になるという観点から電気契約料金が下がっているということは理解できましたけれども、先ほど来、森島議員からも質問がありましたように、バッテリーとか、いろんな10年寿命のものが更新期には、また一般会計からも基金、いろんな形の中で一般財源からも投入できるという形で基金として積めるということを知っておりますけれども、結局は、それは足らん分は税という形で賄うという

ことであれば、これは国民負担と一緒に、町民負担と一緒に、要するに発生するものから利益を得ながらきちっとした損得勘定をやっていくというのが基本であって、足らん分は補うというのが最初から想定されておる。例えば、8円30銭で3カ月間で1万円とか1万2,000円とかというふうに今見込まれておったと思うんですが、そんなもので1年間で余剰電力で1万1,000キロ、8万、9万のお金で10年やったら80万、90万でしょう、そんなもん目に見えておる。そのときは、また国から設備投資に対する補助がある、それはわかりませんが、当面はそれを見越して多分基金に積んでいくと、ほかの財源から出してですね。

ただ、電気だけじゃなくて、さっき課長がおっしゃったとおり、ある程度の目算を立てて積んでいかれると思うんですが、それも基本的には国民全ての税金から賄うということであれば、二重取りでも何でもなくて、これはきちっとした単価が提示されて、それで余剰電力をきちっとした形で売電し、それを積み上げていくというのが本来の姿じゃないんですか。そちらでぼんと下げておいて、足らん分はこっちから補いましょうというのは、どこかから降ってくるお金、ただのお金ならいいんですが、結局は国民のお金から同じように平等にとるだけのことであって、同じ結果を生むんじゃないんですか、それ。

ただ、見たところはそういうふうにしたほうがいいような格好はとれますけど、要するに国民負担、税金からとるのはどうのこうのという、目先はそうかもしれませんが、最終的にいかれたときには足らん分はそういう形で補うんでしょ。これだけの売電収入では補い切れない分はそうやって補うのであれば、同じことじゃないんですか。たまたまそれが8円やろうが1円やろうが10円やろうが、同じことじゃないですか。それなら、三十何円という今世間で言うております、太陽光発電によって家を建ててどうのこうのという、コマーシャルでかなり民間ではやっておりますけれども、やっぱりそれならもっとどんどん行政が、小学校にしる、中学校にしる、そうやってあいておるところに太陽光をどんどん設置して、どんどんそうやってやればもっと蓄積されて、自然エネルギーが有効だということが言われておっても進んでいかんのは、結局、費用対効果の中で難しい問題がついて回るといことじゃないんですか。

当町のやつは15キロだということですが、この15キロを設置するについても、かなりの設置費用が国から来ておると。要するに、町の一般財源で賄わないからいいという観点じゃなく、これが本当に通常一般に通用する金額で設置されておるかということも私の中では少し疑問、クエスチョンがついております。

4キロ乗せるのに一般家庭で幾らのお金がかかっておるのか。僕のところは4キロちょっと乗っておりますけれども、そういうことをずうっと勘案してくと、ちょっとこういう設備、幾ら国の金といえども税金ですので、それが必要以上にコストが高くて、その時点でコストが高いんじゃないかというふうに、私はあえてこの設備をされるときに

は言いませんでしたが、よくよく自分の中で、いろんなどころでも聞いておると、これは自分の懐から出ておらへんでいいんじゃないかなあというようにところがどうも、国の予算の無駄な支出といいますか、消費といいますかね。それなら倍できるんじゃないかとか、もっと有効な設備が、もう少しスケールがあるものができるのではないかという、いろんな意見が当然あってしかるべきと思うんですが、そういう何でも後から足らなかつたら補えばいいという中の料金設定はいかがなものかと思うんですが、どうですか。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

売電契約につきましては、町と中部電力、双方の合意の上でしか契約ができませんので、中部電力が8.3円でしか買ってくれないということであれば、それで契約をするしかないのかなあというふうに考えておるところでございます。

それから、将来的に蓄電池等の交換が必要になってくるので、そのときに多額のお金が発生するのではないかというような御意見もございましたけれども、これは防災ということをどのように考えるかというところにもかかってくるかなあというふうに思います。先ほど来言っておりますように、これは災害時において、あるいは災害でなくても停電時において、避難所である町民センターに電気を供給するために設置をするというのが所期の目的でございますので、ある意味防災対策ということでもありますので、防災対策、ふだん何もなければお金も何も使わなくてもいいというようなこととなりますが、防災対策に使うお金をどのように考えるかというところにもかかってくるのではないかというふうに考えております。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

再三防災対策の一環であるということで、その部分については十分理解しております。ですが、その太陽光による防災対策の一環の中の電力供給を違ったもので考えたときに、例えば発電機、いろんな設備、発電の方法はあると思うんですが、それをやるときと太陽光のほうがいいとかという、その比較メリットですね。例えば庁舎ですと、ディーゼル発電が今度は新しいものに多分かわっていると思うんですが、前は一日、二日回すと燃料切れをするだろうとか、いろんなことを言われた中で、今度かなり強化されたというふうに私は思っておりますが、そういったほかのもので賄った場合と今回の太陽光のいろんな最終的な10年、一つの10年スパンとしたときのコストとどういうふうに比較されたのかなあということが、あくまでも国の考えでこういうふうに時代の流れの中で

取り組んでいくんだと、クリーンエネルギーという観点では最高に有用なものであるということは十分承知しておりますけれども、ということだと思っております。

それで、中電が8.3円でしか買わないというふうにおっしゃっておりますが、これは全国どこの電気会社と契約しても8.3円、これは国の太陽光を設置の自治体における、こういうスタイルの設置においては、どこの電力会社においても8.3円で契約がなされているのか。これはどういうことかなあと私は思うんですが、ということとは、売るときは8.3円ですが、買うときは何円で買うのかな。だから、その8.3円の根拠がなかなか理解しにくいと、そこら辺をわかりやすく。

何で8.3円の売電でしか中電が買ってくれないというのが、通常は8.3円以上のコストのものは買ったって、中電がまたその事業者のほうにオンせないかんから、要するに8.3円が電気原価ですかね、中電さんがおっしゃる。だから、それ以上で買うと、売電したときにまた高くなってしまいますので、一般の事業者には負担がかかるということで8.3円になっているのか。その8.3円という余りにも低い単価にどういうふうかなあと、私はわからないので教えていただきたいと思っておりますし、先ほど言いましたクリーンエネルギーという観点では、ほかの鉱物エネルギーでは到底CO₂の関係もありましようという意味では勝負になりませんが、それであるならば、ディーゼル発電云々をやめてそっちへシフトしていったほうがいいんじゃないですか。

地球温暖化で今の日本、京都議定書とか何とかいう中ですごくCO₂削減を叫んでおる中で、これはやっぱり官のほうでそういうことが最重要課題であるならば、もっとどんどん進めて、そんなディーゼル発電をどうのこうの、設備更新をどうのこうのと言うよりも、そっちへどんどんシフトして、世界レベルのCO₂削減に向かっていくのが今の道じゃないんですか、どうですか。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

停電時の電力供給については、何も太陽光発電以外にも発電機とか、そういった方法もあるのではないかというような御意見がございましたけれども、確かにそのとおりでございますけれども、国がグリーンニューディール事業の制度をつくったときには、新しい再生可能エネルギーを利用して有益な設備をつくるということを目的につくっておる事業でございまして、その一環として太陽光発電設備を使って発電した電力を避難所等の防災施設に送るとというのがメニューの一つにあるということでございます。

したがって、そういった地球温暖化防止等の関係でクリーンエネルギーを使っていこうという国の流れと防災、そちらの両面を考えたときに、こういった太陽光発電設備を設け、蓄電池をつけて安定した電力を供給するというのが一つの有効なシステムであるという国の制度がございましたので、そういった制度があるのであれば、輪之内町

もぜひそれを使いたいということで取り組んだわけでございます。

それから、売電を目的とした太陽光発電設備ではないということを改めて御理解願いたいと思いますけれども、売電を目的とした設備であれば、当然少しでも高い単価で売るといことになりますけれども、あくまでも余った電力を買い取ってもらわなければ、そのまま放電するか、何かするしかないわけですから、余った電力について売電契約ができれば売電してもいいですよ。その場合には収益は基金に積んでくださいというのが環境省の趣旨でございますので、このような基金をつくってやるということと、それからグリーンニューディール基金事業の目的が有効なものであると理解したので今回の設備を導入したということでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第54号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第54号 輪之内町太陽光発電設備管理基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第13、議第55号 輪之内町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明いたします。議案書の21ページでございます。よろしくお願いたします。

議第55号 輪之内町行政手続条例の一部を改正する条例について。輪之内町行政手続

条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成26年12月5日提出、輪之内町長でございます。

一部改正条例は22ページから載せてございます。なお、新旧対照表につきましては1ページから載せてございますので、ごらんいただきたいと思います。

行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月13日に平成26年法律第70号として公布をされております。それで、平成27年4月1日から施行されることとなっております。

今回の行政手続法の一部改正では、処分及び行政指導に関する手続について国民の権利利益の保護の充実を図るため、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のため、処分または行政指導を求める制度が整備をされたところでございます。

行政手続法自体は、同法第3条第3項の規定によりまして地方公共団体が行う行政指導には適応されるものではございませんが、同法第46条におきまして、地方公共団体は行政手続法の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な率直を講ずるよう努めることとされております。したがって、行政手続法の一部改正に準じて輪之内町行政手続条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回の主な改正点は、3点でございます。

まず、第1点目でございますけれども、第33条の第2項、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。新旧対照表の2ページにございますけれども、第33条第2項関係で行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないとした点が第1点目でございます。

第2点目につきましては、第34条の2の関係でございますけれども、法令に違反する行為の是正を求める行政指導、またその根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限りませんが、行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる、これが第2点目でございます。

それから第3点目でございますけれども、第34の3の関係でございますが、何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導、こちらもその根拠が法律または条例に置かれているものに限りませんが、されていないと思料するときは、当該処分または行政指導をする権限を有する行政庁または町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができる。

この以上の3点が大きな改正点でございます。

そのほかに、行政手続法の一部改正にあわせまして字句等の訂正を行うものでございます。

それから、議案書の23ページをごらんいただきたいと思いますが、この一部改正条例は、国の法律と同じように平成27年4月1日から施行するということを附則で定めております。

それから附則の第2項といたしまして、輪之内町税条例の一部改正を掲げております。今回の輪之内町行政手続条例の一部改正によりまして、輪之内町税条例で引用しております輪之内町行政手続条例の条項のずれが生じますので、輪之内町税条例の一部を改正するものでございます。

その税条例の改正の箇所につきましては、新旧対照表の5ページをごらんいただきたいと思いますが、第4条におきまして輪之内町行政手続条例の適用除外というのを定めておりますが、その第2項におきまして輪之内町行政手続条例の条項を引用しております、ここに条項のずれが生じますので改正をしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、この行政指導というものはどのようなものなのかということで、この行政指導の種類というものはどのようなものがあるのか、その内容というものはどのようなものかということをお教えいただきたいと思っております。

また、その行政指導を行う場合の手続はどのようにしてなされるものなのか。どういふようなときにどういふ行政指導がなされるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、今度追加される第4章の2の34の3、これ何人もとあるわけですが、これは該当者だけでなく、第三者もこれができるというふうに解釈していいのかわかるか。要するに、行政指導を命ぜられた、それに対して関係のない第三者がそれはおかしいんじゃないかというようなことを言うことができるのかどうか。この何人というのはいふことを指すのかどうかということをお伺いしたい。

その後、その申し出に対する結果報告、取り消せとか、そういう行政指導を取り消すことを求めるという申し出をした場合、その第三者が仮に行った場合、その人に対する結果の報告、行政側からのそういう報告というものは行えるのかどうかということをお伺い

いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

行政指導は、一般的に使われております行政指導でございます。法令等に違反するおそれがあるとか、そういった場合に指導するというものでございます。

それから、行政指導の手続でございますけれども、今回、この改正によりまして、その行政指導の方式というのが新しく追加をされたというのはただいま御説明したとおりでございます。第33条に第2項を加えまして、その手続をより明確にしたというところでございます。

それから第34条の3、何人かという表現でございますけれども、何人かということでもありますので、当事者以外の第三者も含まれるということでございます。

それから、その第三者が行政指導の中止を求めるといことはできませんので、それは第34条の2に行政指導の中止等の求めというのが今回加わりましたけれども、そこを見ていただきますと、行政指導の相手方というふうに限定をしておりますので、当然、行政指導を受けていない第三者が行政指導の中止を求めるといことはないということでございますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

第34条の3では相手方という言葉がないと思うんですが、これはどうなんですか。どこに相手方という言葉がありますか、これ。ちょっと私、見落としたかもしれませんけれども、その辺をもう少し説明をお願いしたい。

それから、今回、こういう行政指導に係る手続が示されたということですが、これは従来でも行政指導はあったわけですね、当然。従来は、そうするとこういう手続なしにやっておったということなのかどうか。今回、改めて行政指導の項目が出てきたわけではないと思うんですが、その辺はどういうふうな考えなのか。

それと、先ほど質問いたしましたけれども、行政指導にはいろんな段階の行政指導があると思うんですが、それは行政指導の内容、注意とか、警告とか、あるいは処罰とか、いろいろあると思うんですが、その辺はどのような種類があるのか。その種類が幾つあって、それぞれの内容がどのようなものなのかということ、これは今回の改正じゃなくて従来から行われているものも含めてお願いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

第34条の2のところでございますけれども、新旧対照表の2ページの一番下のところ、「相手方は」というふうに入っておりますので御確認をお願いいたします。

（「34条の3は」と9番議員の声あり）

○総務課長（兒玉 隆君）

34条の3は「何人も」というふうに入っておりますので、これは何人も、第三者も含めるということございまして、ここの違いは何かといいますと、行政指導の中止等を求める場合は、その行政指導を受けた相手方がその中止を求めるということございまして、それから第34条の3は処分等の求めということございまして、法令に違反するような事実があると、なので行政指導をするべきだとか、そういったことを申し出ることができるというのが34条の3の違いでございまして、中止を求めるのと処分等を求めるのとの違いで何人もと、それから相手方というふうに区分けをしておるところでございます。

それから行政指導ですけれども、行政指導は、種類といいますか、法令に違反する行為の是正を求める、そういったときに行政指導を行うということでございます。

それで、行政指導を行って、その結果、なかなか行政指導に従わないというようなことであれば処分に移っていくというようなことでございます。それが一般的な流れでございますので、よろしくをお願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

そうすると、処分を求める場合は、これは第三者も認められているというふうになるわけですか、そのところをお伺いしているわけですがけれども。

それから行政指導の種類についてですけれども、税金の滞納処分も行政指導のうちだということなんでしょうか。そのほか、具体的にどのような事例があるのか、一般的にあるもので滞納処分以外に何かあれば、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

先ほどから第34条の3の何人もというところを何度か御質問いただいておりますけれども、何人といいますと当事者以外の第三者も含むということでございます。ここは処分とか行政指導をすることを求めるというところでございますので、当事者がみずから進んで行政処分をしてくれとか、行政指導をしてくれというのを求めてくるということは考えにくい。したがって、これはその当事者以外の第三者もそういった行政指導、あ

るいは処分を求めることができるという規定でございます。

それから行政指導は、先ほど来言っておりますように、法令に違反する行為の是正を求めるものが行政指導でございますので、処分に至る前に町の機関が行う指導が行政指導ということで御理解をいただきたいと思っております。

(「具体的に何かないかな、質問に答えておらへん」と9番議員の声あり)

○議長(小寺 強君)

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長(兒玉 隆君)

処分というのは処分、行政指導とは異なるということでございます。

○議長(小寺 強君)

これで質疑を終わります。

これから議第55号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

非常に難しい内容で、行政処分とは何かということが説明がなかった。本来、委員会でもっと突っ込んだ議論をすべきだというふうに私は思うわけですがけれども、議運においても何らこういう改正の内容が報告されずに、議運で十分な議論をすることができませんでした。

それで、本来委員会で突っ込んだ議論を行い、議員みんなが納得した上で採決すべき問題だというふうに私は思います。そういう点で議運が委員会付託をしなかったということは、私は非常に残念だというふうに思っております。

その上で、今回の採決に当たって十分な審議もないままに、どういう町民が処分を受けるのかということもわからないままに、これを賛成するわけにはいかない。

まして、この第三者が処分を求めることができるという項目が新たに加わった。本人の状況もわからない第三者が処罰を求める、処分を求める、そんなことができるようにするという、その法的な趣旨が十分理解できません。行政のやり方に対していろんな考え方があられる町民の方もおられる。そういった方に第三者が行政指導をせよと、処分を求めるというようなことを認めるということは、輪之内町の住民の相互の間に非常にまずい関係が起こってくるというふうに思います。こういったことをもっと議論してやるべきである。安易な採決には反対であります。

○議長(小寺 強君)

ほかに討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（小寺 強君）

これで討論を終わります。

これから議第55号を採決します。

お諮りします。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立7名)

○議長（小寺 強君）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。11時5分に再開いたします。

(午前10時51分 休憩)

(午前11時05分 再開)

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小寺 強君）

日程第14、議第56号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明をさせていただきます。議案書は24ページでございます。新旧対照表は6ページでございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

議第56号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成26年12月5日提出、輪之内町長でございます。

一般職職員の勤勉手当を0.15月分引き上げることが平成26年8月7日に人事院により勧告をされました。それを受けまして、10月7日に人事院勧告どおり、国家公務員の一般職職員の勤勉手当を引き上げるように閣議決定がなされたところでございます。

これを踏まえまして、輪之内町におきましても一般職職員の勤勉手当を引き上げる予定といたしております。輪之内町議会議員につきましても、これまで町の一般職職員の期末手当と勤勉手当の合計月数を期末手当の月数として支給をしてまいりました。この

ことから、輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

新旧対照表の6ページをごらんいただきたいと思います。

第5条におきまして期末手当を規定しております。この同条の第2項におきまして、それぞれ6月に払う場合の支給割合、それから12月に払う場合の支給割合を定めておりますけれども、まず6月の分につきまして、現行「100分の190」というのを「100分の197.5」に改めるものでございます。それから、12月の支給割合については「100分の205」を「100分の212.5」に改めるということでございます。現行の年間の支給割合は100分の395でございますけれども、これを年間の支給割合100分の410ということで、0.15月分引き上げるといふ改正の内容でございます。

議案書の25ページ、附則のところをごらんいただきたいと思います。

この条例は、公布の日から施行するということにしております。

それと、この改正後の条例につきましては、平成26年4月1日から適用するということにしております。

附則の第3項におきまして期末手当の額の特例というのを定めておりますけれども、平成26年度限りにおいて「100分の197.5」とあるのを「100分の190」、「100分の212.5」とあるのは「100分の220」とするということで決めております。

先ほどの改正内容は、一般職の職員につきまして、6月は既に勤勉手当が支給されておりますので、6月の勤勉手当の支給割合は変えずにおいて、12月の勤勉手当の支給割合を0.15月分ふやすということにしております。それで、平成27年度からは6月と12月の支給割合を同じ割合にするということにされております。

それを踏まえて、あらかじめ平成27年4月以降に適用となる率にこの条例を改めておきまして、附則第3項において読みかえ規定をつくって、6月の支給割合を26年度においては変更せずに、12月の支給割合を0.15月ふやした割合で支給をするということでございます。

なお、附則の第4項におきましては、既に支払った期末手当については改正後の条例の規定による期末手当の内払いとするということで、差額分の支給を予定しておるところでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この条例改正による財政負担のほうですけれども、26年度については先ほどの一般会計の30万4,000円というのが、これが全てこの条例に基づくものなのかどうかということをおきたいと思います。

それと、27年度以降はどのくらいふえることになるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

補正予算（第4号）に上がっている議会費の期末手当の増額につきましては、この条例の改正に基づいて増額する分ということでございます。

27年度につきましては、26年度と比較して0.15月分期末手当がふえるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第56号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第56号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第15、議第57号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明いたします。議案書は26ページ、新旧対照表は7ページでございますので、よろしくお願ひいたします。

議第57号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成26年12月5日提出、輪之内町長でございます。

輪之内町の常勤の特別職の職員の期末手当につきましても、先ほど議第56号で御説明いたしました議会議員の期末手当と同様に、一般職員の期末手当と勤勉手当の合計月数を期末手当の月数としてこれまで支給してまいりました。このことから、今般、一般職員の勤勉手当を引き上げるといふ改正にあわせて輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

こちら条例の第5条で議第56号と同様の改正を行うということでございますので、お願ひいたします。

なお、附則につきましても議第56号と同様の内容になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

先ほどの関連になりますけれども、要は職員の給与がふえることによって町の持ち出しがふえると、その分だけ財政に負担がかかってくるということになるわけですので、金額的にどのくらい、0.15カ月分ふえることはわかりますけれども、そのことによって幾ら金額としてふえるのかということをお明らかにしてもらいたいと思います。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

先ほども御説明いたしましたように、年間を通じまして0.15月分ふえるということでございますので、現在のところ、議員報酬は26年度も27年度も変更になりませんし、町長の特別職の給与につきましても現在のところ変更する予定はございませんので、0.15月分ふえるということで御理解をいただきたいと思ひます。以上です。

(「議長」の声あり)

○議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

そのことは、今条例を見ればわかることですのでいいんですけども、それによる財政支出はどのくらい必要なのかということをお伺いしている、わからないならわからないで結構ですけども。

○議長(小寺 強君)

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長(兒玉 隆君)

補正予算にも計上しておりますので、先ほど補正予算は委員会付託となりましたので、委員会のほうで答えをさせていただきます。

○議長(小寺 強君)

ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

これで質疑を終わります。

これから議第57号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

これで討論を終わります。

これから議第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第57号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

日程第16、議第58号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明いたします。議案書は28ページ、それから新旧対照表につきましては8ページでございますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

議第58号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成26年12月5日提出、輪之内町長でございます。

先ほども御説明をいたしておりますように、平成26年8月7日に人事院勧告が出され、閣議決定もされたところでございます。今年の人事院勧告の主な内容は、民間給与との格差が調査の結果0.27%あるということでございますけれども、それを埋めるために世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら給料表の水準を引き上げること、それからボーナスを0.15月分引き上げ、勤務実績に応じた給与の推進のため、勤勉手当に配分するということがされたところでございます。

また、平成27年4月1日から給料表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的な見直しを行うということも今年の人事院勧告で示されたところでございます。

この給与制度の総合的な見直しにつきましては、地域の民間給与水準を踏まえて給料表の水準を平均2%引き下げることと、当町には関係ございませんが、地域手当の見直し、それから広域異動手当、単身赴任手当の引き上げ等による職務や勤務実績に応じた給与配分を平成27年4月から3年間で実施をするということとされたところでございます。この人事院勧告、それから閣議決定を踏まえまして、職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

今回の改正は、同一箇所が平成26年4月1日から適用する改正と平成27年4月1日から施行すると、そういった2次にわたる改正を行うことにいたしますので、輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第1条及び第2条という条立てで構成しておるところでございます。

それでは、まず第1条について御説明を申し上げます。新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。

新旧対照表の8ページに第13条の3がございまして、こちらにつきましては初任給調整手当を引き上げるものでございます。

それから第16条の改正につきましては、片道5キロ以上の通勤手当月額を引き上げるものでございます。

続きまして、第23条の7の第2項の改正でございまして、第2項の第1号におきまして再任用職員以外の職員の勤勉手当の総額を算出する際に、勤勉手当基礎額に扶養手当の月額を加算した額に乗ずる割合を「100分の67.5」から100分の15、つまり0.15月分引き上げまして「100分の82.5」とするものでございます。なお、特定管理職員に

あつては「100分の87.5」を「100分の102.5」に改正するものでございます。

同項の第2号におきましては、再任用職員の勤勉手当の総額を算出する際に勤勉手当基礎額に乗ずる割合を「100分の32.5」から100分の5引き上げまして「100分の37.5」とするものでございます。なお、再任用職員のうち特定管理職員にあつては「100分の42.5」を「100分の47.5」に改正をいたすものでございます。

それから附則の改正でございますが、附則の第32項につきましては、第23条の7第2項第1号で定める勤勉手当の総額から附則第29項の規定が適用される間、給与が減ぜざれて支給される職員の勤勉手当減額分を差し引くという規定でございますが、第32条の7の第2項に定める割合を改正することにあわせて改正を行うものでございます。

それから、新旧対照表の12ページ以降は行政職の給料表でございますけれども、このように新旧対照表のとおり給料表を改正するものでございます。

続きまして、一部改正条例の第2条関係について御説明をさせていただきます。新旧対照表は19ページでございます。

まず、第16条の2の改正につきましては、単身赴任手当の額を引き上げるものでございます。

それから第23条の2の改正につきましては、これまで管理職員が週休日または祝日法による休日等もしくは年末年始の休日等に臨時または緊急の必要により勤務した場合に限って管理職員特別勤務手当を支給することといたしておりましたが、新たに災害への対処、その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の、言ってみれば平日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合にも管理職特別勤務手当を支給するというにされましたので、その改正を行うものでございます。

なお、支給する管理職特別勤務手当の額につきましては、第3項におきまして週休日等の場合については1万2,000円を超えない範囲内で、週休日等以外の場合については6,000円を超えない範囲内で、それぞれ町の規則で定めることといたしております。

続きまして、第23条の7の改正につきましては、平成27年度から勤勉手当の割合を6月及び12月のボーナス時に均等にするための改正でございます。平成26年度は、6月は100分の67.5月分、12月は100分の82.5月分、合計100分の150月分でございますけれども、これを平成27年度は6月分、12月分とも100分の75月分と均等にするということでございます。なお、再任用職員につきましても同様の考え方でございます。

続きまして、23条の9の改正につきましては、再任用職員に対しても単身赴任手当を支給するために適用除外となっている単身赴任手当を規定した第16条の2を削除するものでございます。

附則第29項の改正につきましては、現在、55歳以上の特定職員については給料月額、それから期末手当及び勤勉手当等を減額して支給をしておりますが、給与制度の総合的

見直しによって給料月額が減額改定となるために、現在行われている減額措置を給与制度の総合的見直しの完成時である平成30年3月31日までとするという改正でございます。

それから附則の第32項につきましては、第23条の7第2項第1号で定める割合の改正にあわせて改正をするものでございます。

それから、別表第1の行政職給料表につきましては、新旧対照表のとおり改正を行うものでございます。

なお、この給料表の改正に当たりましては、年功的な給与水準の上昇を抑制するため、中高年齢層については引き下げの幅を大きくする一方で、若年層については引き下げを行わないということによって給与カーブのフラット化を図る改正となっております。

続きまして、附則の関係を御説明いたします。

附則の第1条におきましては、施行期日等を定めております。一部改正条例は公布の日から施行することとしておりますが、一部改正条例の第2条の規定並びに附則第4条、第5条及び第7条の規定は、平成27年4月1日から施行することとしております。

また、第1条の規定による改正は、第23条の7及び附則第32項の改正規定を除き、平成26年4月1日から適用することとしております。

なお、第23条の7及び附則第32項の改正規定は、平成26年12月1日から適用することとしております。

附則の第2条では、適用日前の異動者の号給の調整について規定をしております。

附則第3条では、改正後の給与条例の規定を適用する場合において一部改正条例の第1条による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすこととし、差額分を支給することにしております。

附則の第4条では、切りかえ日前の異動者の号給の調整について規定をしております。

附則の第5条では、平成27年4月1日から給料表が切りかわることによって切りかえ日の前日に受けていた給料月額に達しなくなる場合には、平成30年3月31日までの間はその差額を支給することを規定しております。

それから附則の第6条では、平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例として、平成27年1月1日の昇給を通常の昇給より1号給抑制するものでございます。これは当初の見直し、当初の改正減少を得るためのものでございます。

附則の第7条につきましては、単身赴任手当の額を段階的に引き上げるということの規定をしております。

附則の第8条では、町の規則への委任について規定をしております。

以上で、給与の一部改正条例の御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これも非常にわかりにくくて、口頭説明を受けるだけではどうも頭になかなか入ってこない。これで本当に職員の皆さんが生きがいを持って仕事に従事するようになれるのかどうかといったことがちょっと理解できないというところでお伺いしますが、そもそも今回の条例改正によって高齢者には抑制して、給与の低い方は引き上げるといような説明があったと思うんですけども、全体としてどのくらい、先ほども言いましたけれども、行政の財政支出の増加になるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

それから、新旧対照表の12ページの別表第1（第3条関係）で行政職給料表と、それから22ページの別表第1（第3条関係）で行政職給料表、これはどういうふうな違いがあるのかというところがちょっとまだ十分理解していないんですけども、この違いとあわせて、最初の表では全部が何らかのアップになっておるといふふうに思うわけですが、この22ページのほうの表で見ると引き下げになっていると。2級の13号からずうっと上は、これは引き下げになっているんじゃないですか。これはどういう人がこの対象になるのか。この引き下げになる人は、輪之内町の職員のどのくらいの人が引き下げの対象になるのか。これを見ると引き下げになる。それから、前のほうでは上がっているんですけども、この辺の内容がちょっと理解できない、説明をお願いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

今回の改正によって具体的にどのくらいの額が影響するかということについて、ただいま資料は持ち合わせておりませんので正確な数字としてお答えすることはできませんけれども、給料表につきましては、先ほど説明いたしましたように、民間と公務員の間に0.27%の格差があるということ人事院が判断いたしまして、給料表の改正は0.3%の引き上げをするというような改正がなされているところでございます。

それから、ボーナスにつきましては0.15月分引き上げということと、5キロ以上の通勤手当も4月1日にさかのぼって引き上げることとでございますので、通勤手当については、当然町の職員も適用対象になる者がございますので、給与月額、それから勤勉手当の分、それから通勤手当の分、これらがこの改正によって予算の増額が必要になるというものでございます。

それから給料表につきましては、ちょっとわかりにくいので説明をということでございましたので説明をさせていただきます。

先ほど説明しましたように、今回の改正条例は第1条と第2条というふうに分けて改正を行うものでございまして、給料表につきましては、平成26年4月1日から適用するための改正と、それから平成27年の4月1日から適用する改正と、2つを今回の改正で同時に行うということでございます。

まず、今年の4月1日にさかのぼって改正する給料表は、新旧対照表の12ページから18ページまででございます。このアンダーラインがつけてございますのは額が変わる部分でございまして、今回、給料表を引き上げるという改正でございまして、ほとんどのところが引き上げになるということでございますが、ただ、14ページの新旧対照表をごらんいただきますと、7級の56号から下については改正を行わないと、額の増額は無いということでございます。それから6級につきましては、68号から下については現行どおりで改正を行わないということになっております。

それで、適用されるのはどのような職員かというようなお話もあったかと思っておりますけれども、1級につきましては主事、それから2級につきましては主任、3級につきましては主任、主査、それから係長、4級は課長補佐、5級は課長もしくは主幹、6級は課長、7級は参事、調整監というようなことになっております。

それから、来年の4月1日から適用される給料表につきましては、22ページから掲載しております。給料の総合的見直しにおいて給料表の額を引き下げるとというのが基本でございまして、このアンダーラインがついている部分については、先ほどの給料表のように現行よりも4月1日にさかのぼって引き上げはいたしますけれども、来年の4月1日に、またその額を下げるということでございます。ただし、若年層に重点的に配分をするというようなことでございますので、1級の主事に適用しております、若い職員に適用しております1級のところでありますとか、2級の上のほうの部分、12号から上の部分については改正を行わない。今年度引き上げた額は、来年の4月以降もそのままの額となるということでございます。残りの部分については引き下げになるということでございますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今の説明で少し理解できましたが、26年4月にさかのぼった金額で今年度は精算するというので、それでまた来年の4月からは新しい給料表で行うということですが、来年4月から引き下げなければならない理由というのはどういうことなんでしょうか、その辺のところをお伺いしたい。

これをやることによってラスパイレスはどういうふうに変更するのか、この辺もあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

来年4月1日から給料表が引き下げになるということでございますが、こちらのほうも今年の人事院勧告で勧告された内容どおりということでございます。当町は人事委員会を持ちませんので、これまで給料の改定に当たっては人事院勧告に従って進めてきた経緯がございまして、今回も人事院勧告のとおり改定をしていこうということでございます。

それで、給料は引き下げになりますけれども、先ほど附則のところでお説明をいたしましたように、3年間は現給保障をするという制度もございまして、給料表は引き下げになっても、27年3月31日現在にもらっていた給料と27年4月1日にもらう給料で27年4月1日にもらう給料のほうが少ない場合については、その差額を3年間支給するという経過措置も人事院のほうで勧告されておまして、当町の職員についてもそのようにしていくという予定でございまして、よろしくお願いたします。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、その人事院勧告でそういうふうになったということですが、人事院がなぜそういうふうな勧告をしたのかということですね。要は何のために、今この時点で給料を上げたり下げたりしなきゃいけないのかということですが、その辺の背景というものをちょっとお伺いしたい。

それから、先ほど暫定的に3年間は来年4月以降も引き上げられた額がそのまま踏襲されるということでしたけれども、それはどこに書いてあったのか。ちょっと多方面にわたっているもので理解し切れていませんので、その辺のところも教えていただきたいと思っております。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

今年度の人事院勧告につきましては、民間の企業と公務員の給与を比較してどのくらい差があるのかというのを毎年人事院が調査しておるわけですが、その調査の結果、今年度については平均で1,090円、率にして0.27%、民間のほうを上回っておるということでございますので、その分公務員も給料を引き上げるという勧告をしたところでございます。

なお、この給料月額引き上げは、平成19年以来、7年ぶりになるということでござ

います。

それから、人事院勧告は国において出されるものでございますけれども、地域によって民間の給与の格差もあるというようなところを人事院も考えまして、給料表の水準を地域の給料に見合うような改正を来年度以降行うということで勧告をしたところでございます。

それから、差額の支給についてどこの部分に規定がしてあるのかという御質問でございましたけれども、こちらにつきましては、先ほども御説明をさせていただきましたとおり、附則のところで規定をしております。議案書の41ページに附則第5条というのがございますけれども、ここで先ほど私がちょっと口頭で御説明したところを書いてございますが、切りかえ日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる者、この同日というのは切りかえ日の前日ということですので27年3月31日でございます。その給料が27年4月1日の給料月額に達しなくなる者については、平成30年3月31日までの間、給料月額のほかにその差額に相当する額を給料として支給するというのをこの附則の第5条でうたっているということでございますので、よろしくお願ひします。

(「ラスパイレスは」と9番議員の声あり)

○総務課長(兒玉 隆君)

ラスパイレスにつきましてお答えをちょっと落としましたが、国もこの人事院勧告のとおり給料表を改定いたしますので、国も給料表が変わる、町も給料表が変わるということでございますので、それほど大きな変動はないのかなというふうに理解をしております。

○議長(小寺 強君)

ほかに質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

6番 田中政治君。

○6番(田中政治君)

1つだけ簡単なところをちょっとお尋ねしたいんですが、この給料改定の中で特に初歩的な初歩のところでお尋ねしたいと思います。

何が聞きたいかといいますと、官民格差が生じたのでということですが、この官民格差の0.3%、要するに今回引き上げの分が、この官と民の給料、要するにその額をどこでどうやって、1,090円とかおっしゃっていましたが、そういう平均値はどこでどういうふうにはじき出されたのか。例えば、輪之内町とお隣の大垣市であろうが、海津市であろうが、職員の中の給与だって多分平均でいったら、ここでもそんな1,000円や

1,500円の違いはあろうかと思うし、高いところは高いし、低いところは低いのに、それを一律に低いから上げよとか、なら、高いところは上げないとおかないかのやし、そういう格差を格差の一言でくりつけてしまって、安かろうが高かろうが一律上げなさいという勧告は、これはいかなもんかと私は思っておりますし、この官民格差のお金、平均をどのようにしてこれははじき出された結果か。例えば、大企業もありましよう、中小企業もありましよう、零細企業もありましよう、その中で働いておる人は、当然給料の格差は大きな格差、例えばトヨタ自動車であれば、賞与がぽんと立つぐらいただけとかというふうにも聞いております。ですが、中小・零細に至っては出るか出ないかの瀬戸際のところもあるでしょう。それだけの大きな差の中で0.3%というくりがこの人事院の中で行われるということは、どうやって出してみえるのかなあと。私、単純にいつもそんな疑問を持っておりますので、そのことについて、このようなことだよということわかれば教えていただきたいと思ひます。その他の内容については不満はございませんので、その部分だけお願いしたいと思ひます。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

公務員の給与につきましては、ルールとして人事院が民間企業の給与と公務員の給与の比較をして、その差がある場合については公務員の給料を改定していくというのが公務員の給与決定の現在のルールとなっております。

おっしゃるように、地域において、じゃあ一律そうなのかという御意見も、確かにそうであろうと思ひますけれども、先ほど御説明をいたしましたように、例えば町として人事委員会等を持って、独自にこのエリアの民間との比較の調査をして、その差額があれば改定を行うというようなふうには現在のところはなっておりませんので、そうであるならば、これまでやってきたように、国の人事院が勧告した内容に従って給料を改定していくというやり方で今回も行おうということでございます。

それから、御質問がありましたように、じゃあ人事院がどのような比較をしておるかというようなところでございますけれども、恥ずかしながらちょっと詳しい内容までは承知しておりませんので申しわけございません。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

その人事院がどのようにしてやっておるかということがわからんという御答弁ですけれども、せめて民間はわからないまでも、いろんな企業でもうかっておる企業もあるでしょうし、ぎりぎり継続されておる企業もあるでしょう。規模もスケールも多種多様

でございますので、比較というのは一概に難しいかもしれませんが、民間においては。官においては、例えばこの西濃管内、岐阜県の市町村の、先ほどからラスの話が出ておりますけれども、ラスでも数字がかなり動いているのに、そこら辺の是正がなされないのに、一律に上げましょう、下げましょう、右へ倣え、人事院勧告、人事院勧告という言葉の中で動くのは、これは平等な、上げるときも下げるときもその人勧にもたれば、その率は平等であっても金額は全く不平等ですよ。だから、そういうことをまず是正していく必要があるのではないかと。例えば輪之内を100とした場合に、大垣市のほうが108やったとか、海津市が105、関ヶ原が96とかという、例えばですよ、そういうふうになった場合に、1割もどれだけでも開くようなラスがある場合にでも、こうやって一律の勧告にもたれてやります、やりません、やりませんはありませんわね、やりますというは、普通の民間感覚レベルではちょっと理解しにくいですわね、はっきり言って。これは、輪之内の町民人口の中のこういう行政関係の方にはわかりやすいかもしれませんが、ほとんど大多数の人から見たら、これはちょっと何か変やないのというのが普通ではないかなあと。私はその中に身を置いておりますので、そこら辺についてのお考えは、これはしょうがないんやと、今までもそうやったから、これからもそうだし、縮まっていくか開いていくか。その数字によっては、要するに平均年齢とかいろんなものもありますので、その中でラスが動くよというふうにおっしゃるんであれば、そこら辺のからくりとは言いませんが、こうだからこうだよというふうなことを一般向けにわかりやすいような中で、一言二言でよろしいんですが、お答えいただけるものであればいただきたいと思えます。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

給料表等の改定につきましては、地域によって違いがある、隣町とも違いがあるというようなことで、それぞれの市町が独自の判断をして給料表等の改正を行えばいいということでございますけれども、しかしながら、さきにも言いましたように、輪之内町の場合、人事委員会等がないというような現状でございますので、そうすると任意の給料表をつくったときに、じゃあその根拠とした理由は何かということになると、明確な根拠が得られない状況の中で独自の給料表をなぶるということは避けたほうが賢明だろうというふうに思えますので、人事院勧告どおりやるのが一番よい方法ではないかというふうに理解をしておるところでございます。

それから、他の市町とのラスパイレスを比較したときにばらつきがあるのではないかという御指摘でございますけれども、確かにそのとおりでございます。どこも市町村は、おおむね国の国家公務員の給料表をそのまま適用しておりますので、同じような運用をしておればラスパイレスもそれほど違わないのではないかということも考えられますが、

それぞれの市町においてそれぞれの理由があって、給料表は同じでもその運用の仕方によってラスパイレスに差が出るとか、そういったこともあるのではないのかなというふうに理解をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第58号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで討論を終わります。

これから議第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第58号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ただいま御審議をいただきました議第58号につきまして、提出日に漏れがありました。後ほど正誤表を配付させていただきますので御了承ください。

暫時休憩いたします。1時より再開いたします。

（午前11時58分 休憩）

（午後0時56分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（小寺 強君）

日程第17、議第59号 輪之内町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明をさせていただきます。議案書は43ページ、新旧対照表は29ページでございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

議第59号 輪之内町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例

の一部を改正する条例について。輪之内町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成26年12月5日提出、輪之内町長でございます。

平成26年の人事院勧告におきまして、平成27年4月1日から再任用職員に対して単身赴任手当を支給することとされましたので、これを受けまして、輪之内町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

改正箇所につきましては、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

再任用職員に支給しない給与の種類を規定した第2条でございますけれども、ここの第2号を改正するものでございます。再任用職員に支給しない給与の種類のうち、単身赴任手当を削除して支給することができるようにするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は平成27年4月1日から施行するというようにいたしております。

以上で説明を終わりますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この提案された議案書を見ている限りでは再任用職員の給与について単身赴任手当を削るになっているわけですので、単身赴任手当、この2条2号の本文はどうなっているのか。これ、削るということは、要はどういうことなんですか。これを見ただけでは全く理解ができないんですけれども、もっとわかるような説明書なり出してもらわないと、要は今の説明では、単身赴任手当を支給するということになるわけですね。だから、この議案書を見ただけではさっぱりこれは理解できないんですね。もっとわかるような説明資料をつけてもらえないんですか、これは。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

29ページの新旧対照表をごらんいただければわかっていたかと思えます。第2条、ここで職員の給与は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げるものとするということで、再任用職員につきましては、前号は略でありますけれども、そのうち扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び退職手当を除いたものということですので、除くということですから、現行では単身赴任手当は支給することができない。その部分を削除することによって単身赴任手当は支給することができるということになります。

ので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

説明書のほうでは、この現行で単身赴任手当を支給しないというふうになっておるといような字句がないと、要はこれはどこに書いてあるんですか。第2条の1が略になっておる、1は何が書いてあるんですか。どうして1が略になっているんですか、これ。

それから、今の単身赴任手当を支給しないということはどこに書いてあるんですか。これではさっぱりわからないじゃないですか、我々が見ても。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

第2条の第1号につきましては、今回改正がないので、新旧対照表をつくるときには改正のない部分は略ということで通常やっておりますので、そのようにしてございます。

この第1号につきましては、職員について給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、それから休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当、これを支給するというところでございます。

それで、2号については、先ほど述べました手当のうち、2号に掲げる手当については再任用職員については支給を除くということでございますので、イコール支給をしないということになっております。それを単身赴任手当を削ることによって支給ができるようにするというところでございますので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この1号は、そうすると再任用職員について書かれておるものなのか、何が書かれてあるんですか、この略になっておるのは。

1号で支給すると書いておいて、2号で除くと書いているんですか、1号は何を書いているのか。

これでは全然意味が通じないですよ、これは。だから、こんな議案書を出して、はい、賛成してくださいと言っても、これは賛成できませんよ、こんなもんです。

○議長（小寺 強君）

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

1号は一般的な職員について定めておる規定でございます、再任用職員以外の者については単身赴任手当を支給するというふうに読めるわけでございます。

2号において再任用職員に支払う給与を定めておりまして、その定め方が一般職員の給与のうち、これとこの給与は除くよという決め方を現行の条例でしておるということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、改正条例の本文でございますけれども、通常、改正条例はこのような形で削る部分だけ表示して、何々を削るというようなつくり方をしているのが一般的でございますので、改めてここで再任用職員に単身赴任手当を支給するというような改正にしなくても、削れば当然、削ったことによって改正後のその第2号を読み取れば今回の改正しようとする趣旨は理解できるということで、このような形にしておるわけでございます。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第59号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、1号の略の内容ばかり聞いておって肝心なことを、説明があったかもしれませんが、落としてしまった。単身赴任手当を削る理由は何かということが明確にされていない、今説明があったのかもしれませんが。そして、せっかく新旧対照表で説明書を出しているわけですから、わかるような説明資料を出すべきだと。この議案の提案としてはこの議案書のとおりでいいんですよ。これだけだったら、新旧対照表もなしでいいんですよ、もしそういうふうなら。けど、議会で議論するためにこういう新旧対照表を出してもらうわけですから、新旧対照表は議案書でも何でもない、単なる説明資料なんですね。説明資料であるなら、これでいいんじゃないかと、議員がわかるように、内容を知ってもらった上でこの採決をしてもらうように執行部としてはすべきじゃないかと。

この単身赴任手当をなくすということがいいことか悪いのか、私には判断できない。そして、今の執行部のこういう議会に対する傲慢な姿勢というのは納得できない。私は反対します。

○議長（小寺 強君）

ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

単身赴任手当を除いたものという現行である中で、今度は除かないんですから支給することになるから、これはこれでいいと思います。

（「これは当たり前のことや」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで討論を終わります。

これから議第59号を採決します。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立7名）

○議長（小寺 強君）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第18、議第60号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○福祉課長（田中久晴君）

それでは、議第60号について説明させていただきます。議案書45ページでございます。

議第60号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成26年12月5日提出、輪之内町長。

46ページが一部改正する条例でございます。今回の一部改正は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が公布・施行されました。その法律の中において母子及び寡婦福祉法の一部が改正されております。その改正内容の中で母子及び寡婦福祉法の題名が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められたことにより、同法の題名を引用している箇所について、また配偶者のない男子の定義規定が同法の第6条第2項に加えられたことにより、その規定を引用する形に改めるものでございます。

条例改正の内容は、新旧対照表で説明をさせていただきます。

30ページでございますが、福祉医療費助成に関する条例の第2条第1項3号中にある

同法の題名を引用している部分を改めるものでございます。

また、同項の第4号にあります配偶者のない男子について、その定義規定である同法の第6条第2項を引用する形に改めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第60号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第60号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第60号 輪之内町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第19、議第61号 輪之内町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○福祉課長（田中久晴君）

それでは、続きまして議第61号 輪之内町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例について。輪之内町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成26年12月5日提出、輪之内町長。

48ページが一部を改正する条例でございます。今回のこの一部改正につきましては、

児童福祉法の一部を改正する法律が公布され、施行されております。その改正内容のうち、これまで児童・障害児通所支援等の定義規定が同法の第6条の2に規定されていましたが、この条文が同法の第6条の2の2に繰り下げられました。それによりまして、条例において6条の2を引用する箇所の条項ずれを改めるものでございます。

条例の内容につきましては、新旧対照表の33ページでございますが、同条例の第3条第1項第1号にあります「第6条の2第2項」を引用している箇所を「第6条の2の2第2項」に改めるものでございます。

以上で終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第61号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第61号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第61号 輪之内町児童発達支援事業施設設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第20、議第62号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

岩津英雄君。

○調整監兼住民課長（岩津英雄君）

議案書49ページをお開きください。

議第62号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成26年12月5日、輪之内町長ということをございまして、50ページを開いてください。

輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例。輪之内町国民健康保険条例（昭和34年輪之内町条例第5号）の一部を次のように改正するということをございまして、新旧対照表34ページをお開きください。

第5条の2第1項中「39万円」を「40万4,000円」に、そして同ただし書き中「3万円」を「1万6,000円」に改めるものをございます。

これにつきましては、今年4月、厚生労働省内にあります社会保障審議会医療保険部会というところがございまして、そこで産科医療補償制度及び出産育児一時金について審議されまして、産科医療補償制度における掛金の額、現行3万円でございますけれども、これを1万6,000円に見直されました。よって、出産育児一時金の総額、現行42万円でございますけれども、これを維持することが決定されました。健康保険法施行令の一部改正がされたことに伴いまして、この条例の一部を改正するものをございます。

附則といたしましては、この条例は平成27年1月1日から施行するということをございます。よろしくお願いたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、説明で社会保障審議会の中で3万円が1万6,000円に引き下げられたというふうな説明でしたけれども、なぜ引き下げられたのか、その理由を教えてくださいと思います。

○議長（小寺 強君）

住民課長 岩津英雄君。

○調整監兼住民課長（岩津英雄君）

この制度は、産科医療補償制度がございまして、3万円というお金より現行では1万6,000円のほうが適当ではないかというようなことになりまして値下げされたと、掛金の額が減額されたということをございます。それによりまして、現行39万円の出産育児一時金は40万4,000円ということで、一方で1万4,000円減らすかわりに他方で1万4,000円ふやして、支給額は42万円を維持したいということが決まったということをご

ございますので、よろしくお願ひいたします。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

ちょっとよくわからないんですけれども、健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるとき、これはどういうときなのか。どういう場合にこの上乗せ分が支給されるのか、教えていただきたいと思ひます。

○議長(小寺 強君)

住民課長 岩津英雄君。

○調整監兼住民課長(岩津英雄君)

この上乗せ分につきましては、その病院がこの補償制度に掛金をしている場合は上乗せがされると、掛けていない病院につきましては、これが上乗せされないというふうに御理解願ひたいと思ひます。

○議長(小寺 強君)

ほかに質疑はありませんか。

(「議長」の声あり)

○議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

そうすると、病院が掛金をしている場合は上乗せ分がもらえると、ちょっと何の掛金かようわかりませんけれども。

この社会保障審議会で1万6,000円が適当だというふうになったというんだけれども、一体社会保障審議会は何を審議しておるのか。病院が掛金をしていない場合は、そういう病院では被保険者はどういう待遇を受けるのか。ちょっと全く理解できないんですけれども、なぜ上乗せの規定があつて、その上乗せ規定が少なくなるのかというところがいまだに理解できないのでちょっと説明願ひます。

○議長(小寺 強君)

住民課長 岩津英雄君。

○調整監兼住民課長(岩津英雄君)

この掛金は病院が掛けるわけですけれども、その掛けた分は、その出産する人がその分を支払うということになります。もし、病院がその掛金を掛けていないということであればその分は請求されません、そういうことです。よろしいでしょうか。願ひします。

○議長(小寺 強君)

これで質疑を終わります。

これから議第62号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

これも説明がちょっと不十分で理解できません。40万4,000円にせっかく引き上げたのに、病院が掛金をしていない場合はどうなる……、どうもこのところがよくわからないんですけども、これで被保険者の受け取る額は変わらないということなんですか、これは。ちょっとこれは理解できません。したがって、私は保留します。

○議長(小寺 強君)

ほかに討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

8番 森島光明君。

○8番(森島光明君)

通常ですと、病院が掛金をしているか、していないかわかりません。3万円はいただけるんですが、それが1万6,000円になると。そのかわりに39万が40万4,000円、1万4,000円ここでふえますので、いつのときでも40万4,000円いただけるということで、このままでいいと思います。多分病院の掛金というのは、医療ミスか何かのお金じゃないですか。

(「それを言わないかん、その説明をしないかん」の声あり)

○8番(森島光明君)

で、賛成します。

○議長(小寺 強君)

これで討論を終わります。

これから議第62号を採決します。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立7名)

○議長(小寺 強君)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第21、議第63号 輪之内町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明いたします。議案書51ページ、それから新旧対照表は35ページをお願いいたします。

議第63号 輪之内町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成26年12月5日提出、輪之内町長でございます。

こちら平成26年の人事院勧告におきまして、平成27年4月1日から再任用職員に対して単身赴任手当を支給すること、それから管理職員が災害への対処等の臨時、緊急の必要によりやむを得ず平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に管理職員特別勤務手当を支給することとされたところでございますが、それを受けまして、輪之内町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと存じます。

新たに支給するということとなります管理職員特別勤務手当、平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合のものでございますけれども、こちらのほうは第14条の2に第3項として追加をするということでございます。

また、第20条の第1項、ここで再任用職員についての適用除外を定めておりますけれども、この中で現行のところを見ていただきますと、第8条の2というのがございますけれども、これにつきましては単身赴任手当について定めた条例の規定でございます。この規定があることによって現在は再任用職員については単身赴任手当は支給しないということになっておりますけれども、今回、それを削ることによりまして再任用職員についても単身赴任手当を支給することができるように改正するものでございます。

以上で説明を終わりますので、御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第63号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第63号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第63号 輪之内町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

日程第22、議第64号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

危機管理課長から議案説明を求めます。

森島秀彦君。

○危機管理課長(森島秀彦君)

それでは、説明させていただきます。議案書53ページ、また新旧対照表36ページをらんください。

議第64号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成26年12月5日提出、輪之内町長。

次の54ページは一部を改正する条例でございます。

平成26年4月に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部改正をする法律によりまして、平成26年12月1日より児童福祉手当法が一部改正されます。児童福祉手当と年金の併給調整の見直しが行われたことに伴う条例の一部改正でございます。

新旧対照表の36ページでございますが、他の法律による給付との調整ということで、附則第5条第7項は、本条例と児童福祉手当法による給付の調整に係る特例規定を定めるものであります。第1号は消防団員、第2号は消防作業従事者等に係る者である場合の規定であります。

今回の改正におきまして内容の変更等はございません。引用している児童福祉手当法

の改正により条項、号が変更になるための改正でございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用するということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第64号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第64号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第23、議第65号 輪之内町庁舎改修工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、説明させていただきます。議案書は55ページでございますので、よろしくお願いいたします。

議第65号 輪之内町庁舎改修工事請負変更契約の締結について。地方自治法第96条第

1 項第 5 号及び輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、輪之内町庁舎改修工事について、下記のとおり工事請負変更契約を締結するため議決を求める。平成26年12月 5 日提出、輪之内町長でございます。

今回の変更につきましては、変更前の契約金額は 3 億1,536万円でございます。変更後の契約金額は 3 億3,923万4,480円、よって2,387万4,480円の増額となるものでございます。

改修工事の主な変更の内容につきましては、外壁タイル面の補修で約1,188万円の増額であります。屋上の防水工事の施工段階におきまして、多量の降雨があった際に雨漏りが 1 階で発生をいたしました。それによりまして防水シートの浸水試験を実施しました結果、防水シートからの漏水はないということが確認できまして、防水シート以外からの雨水の流入の可能性が判明をいたしました。このために外壁タイル面の調査を実施し、タイルの浮きであるとか、タイルを接着するモルタルの浮き等があることがわかりました。したがって、雨水の浸入防止とタイルの落下による危険を回避するために追加工事として施工するものでございます。

施工方法につきましては、ピンニングによりまして、タイル、あるいはモルタルの固定をいたしますのと、タイル目地からの漏水の可能性も十分考えられますので、タイルの目地詰め、あるいはシールの打ちかえ、サッシ水切りの部分に塗膜防水等を施工するという内容でございます。

また、雨漏りといいますのは実際に発生してから初めて確認ができるものでございまして、雨漏りが発生したときにおきましては、改修した天井部分等の汚損等が発生してしまうということを鑑みまして、屋上防水箇所を当初設計から追加して実施することといたしました。この防水工事の追加分については約469万円でございます。

そのほか工事の実施段階におきまして検討した結果、内装工事の追加であるとか、電気設備の追加、あるいは機械設備工事等の追加を行うということでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第65号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託をすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第65号 輪之内町庁舎改修工事請負変更契約の締結については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩いたしますので、全員協議会室のほうへお願いいたします。

（午後1時35分 休憩）

（午後1時59分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小寺 強君）

日程第24、選第1号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

（「指名推選」の声あり）

○議長（小寺 強君）

ただいま北島君から選挙の方法については指名推選によることとの発言がありました。この発言のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

後期高齢者広域連合の議員というのは、条例でもって町長、副町長、あるいは監査委員ということになっておりますけれども、町長というのは執行部の立場であると。執行部の人が議員になるというのは正常な議会活動はできないものと私は思います。したがって、監査委員の中から選任するのが適当だというふうに思っております。監査委員の中から選任していただきたいというふうに思っております。

（発言する者あり）

○9番（森島正司君）

したがって、監査委員である議員というと北島議員が適当だというふうに私は思います。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

北島登君。

○7番（北島 登君）

ただいま森島正司議員から推薦をいただいたのでございますが、快く辞退いたします。お願いします。

○議長（小寺 強君）

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

そういふことで、私はその指名をされる、誰を指名されるかということですが、もし町長にというような指名であれば、私は反対であります。

○議長（小寺 強君）

暫時休憩します。

（午後2時02分 休憩）

（午後2時02分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、町長 木野隆之君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました木野隆之君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました木野隆之君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会

議員に当選されました。

○議長（小寺 強君）

お諮りします。

各常任委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定によって12月11日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第49号から議第53号及び議第65号については、12月11日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長は、12月12日に委員長報告をお願いします。

○議長（小寺 強君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

定例会最終日は午前9時までに御参集をお願いいたします。

本日は大変御苦勞さまでございました。

（午後2時05分 散会）

平成26年12月5日開会 第4回定例輪之内町議会

第2号会議録 第8日目

平成26年12月12日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議第49号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）

日程第4 議第50号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第5 議第51号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議第52号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第7 議第53号 平成26年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第8 議第65号 輪之内町庁舎改修工事請負変更契約の締結について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成26年第4回定例町議会付託事件）

日程第9 発議第2号 「手話言語法」制定に関する意見書について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	4番	小寺強
5番	浅野利通	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	西松敏夫
参事兼 会計管理者	加藤智治	調整監	加納孝和

調整監兼 住民課長	岩津英雄	総務課長	兒玉隆
経営戦略課長	荒川浩	税務課長兼 会計室長	田中実
福祉課長	田中久晴	産業課長	中島智
建設課長	高橋博美	教育課長	松井均
危機管理課長	森島秀彦		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時01分 開議)

○議長（小寺 強君）

ただいまの出席議員は9名で、全員出席でありますので、議員定足数に達していますので、平成26年第4回定例輪之内町議会第8日目は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第49号、議第52号、議第53号及び議第65号についての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第49号、議第50号、議第51号についての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は3回までとします。

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

高齢者等見守り事業について。

全国的な超高齢化の進展とともに、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯がますます増加し、孤独死も心配されます。

当町では、第2期輪之内町ささえあいプランの中の平成22年の調べによりますと、65歳以上の高齢化率は約20%で、国・県に比べまだまだ低い割合となっておりますが、それでも全世帯数の半数近くが高齢者のいる世帯で、その25%近くがひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯であり、年々増加傾向にあります。そうした状況の中において、創意工夫を凝らした地域による安否確認等の見守りや、孤独死防止対策強化活動が求められています。

そこで、以下の3点の高齢者等見守り事業を御提案申し上げます。

1. 高齢者等見守りネットワークの強化。

地域の中で高齢者を初め、障がいのある人や子供など支援が必要と思われる方に何ら

かの異変があった場合、速やかに支援へつなげるためには、日ごろからできるだけ多くの目で見守ることが重要であると考えます。

当町では、地域包括支援センターや、区長、民生委員・福祉委員による近隣助け合いネットワークにて取り組んでいただいておりますが、それに加えて地域住民や地域に密着している事業者、例えば電気、ガス、新聞販売店、宅配業者等、日ごろの業務で異変に気づく可能性が高い事業者と幅広く協定を締結することにより見守りの層を重ね、見守りネットワークの強化を図ってはどうでしょうか。

2. ヘルプカードの導入。

ヘルプカードは、高齢者や障がいのある人がパニックや急な発作、病気の緊急時や災害時、困ったときや、日常的にちょっとした手助けが欲しいときに周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。

当町では、あんしん救急バトンの無料配付事業が実施されておりますが、これは専用容器に入れ、冷蔵庫に保管しておくもので、在宅時しか対応できません。ヘルプカードは、カードホルダーに入れて首からぶら下げたり、財布の中やバッグのポケットに入れて携帯する方法で外出時にも対応できます。どこにいてもその情報を活用して、適切な救急医療に役立つヘルプカードを導入してはいかがでしょうか。

3. 人感センサー機能つき緊急通報装置の設置。

高齢者等見守り事業は、見守りネットワークによる人と人との見守りが基本ではありますが、これを補完するシステムとして人感センサー機能つき緊急通報装置の設置を検討してはどうでしょうか。

これは光回線網を利用して設置する装置で、人感センサーで人の動きを感知し、病気や事故などで一定時間動きがない場合、役場担当課に連絡が入り、連絡を受けた担当課では、事前に登録された協力員等を通じて安否確認をするというシステムです。

以上、今後もふえ続けるであろうひとり暮らしの高齢者の方々が安心して日常生活が送れるよう、一層の力を入れて取り組んでいただきたいと思います。町長の御見解をお伺いいたします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

それでは、上野賢二議員御質問の高齢者等見守り事業についてお答えをいたしたいと思っております。

まず、輪之内町の今年の10月1日現在、65歳以上の人口は2,129名、高齢化率が21.4%であり、昨年10月の65歳以上の人口2,032名、高齢化率20.3%と比較しますと、わずか1年で1.1%上昇しております。国の昨年10月1日現在の高齢化率25.1%よりは

下回ってはおりますが、本町でも高齢化が着実に進んでいる状況と思われま

また、地域包括支援センターで把握しております今年度のひとり暮らしの高齢者の方は115名であり、また70歳以上の高齢者のみの世帯は83世帯という状況でありますので、地域の見守り活動を強化することは重要な施策であろうと認識をしております。

御提案いただきました1点目の高齢者等見守りネットワークの強化につきましては、現在、高齢者等の安全・安心を確保するための見守り活動としまして、救急・災害時要援護者台帳を整備し、あんしん救急ボタンを無料配付するとともに、緊急時における適切な救急医療の活用や、災害時等の安否確認、避難誘導等の支援体制を整えるとともに、各地域では、区長、民生委員・児童委員、福祉委員が中心となって、見守り、触れ合い、助け合いを合い言葉に、地域での関係者が協働して見守り活動を展開することにより地域ごとのネットワークを形成しているところであります。

地域の民間事業者の方との連携につきましても、地域ネットワークの輪を広げる形で、外出も少なく、特に心配なひとり暮らしの方、お二人だけの方については、新聞と飲料物の配達をされる方へ個別に見守りをお願いし、何か変わったことがあれば地域包括支援センターまで連絡をしていただくように依頼をしておりますが、このようなネットワークの形成は、見守り体制の重層化の観点から有効な手法と考えておりますので、今後、さらに関係者との協議を進めてまいりたいと思っております。

2点目のヘルプカードの導入についてであります。高齢者や障がい者の方が住みなれた地域で安心して生活ができるようにするためには、災害時はもとより、日常生活においても助けを求めたいときに周囲の人がそれに気づき、支援できる環境が整っていることが大事であると考えます。

ヘルプカードは、ちょっと手助けが必要な人とちょっと手助けをしたい人を結ぶための大変有効なツールであると考えております。しかし、ヘルプカードにはみずからの住所、氏名、緊急連絡先、必要とする支援の内容等々、高度な個人情報を記載するものであり、その使い方いかんによっては後のトラブルにつながるおそれもあります。したがって、それらの問題点をどのようにクリアできるのか研究をしながら、今後のあり方について検討してまいりたいと思っております。

次に、3点目の人感センサー機能つき緊急通報装置の設置についてお答えをいたします。

現在設置しております緊急通報装置は、装置自体、またはペンダントについている非常ボタンを直接押すと大垣消防本部が通報を受信して、安否確認の連絡を行い、救急出動や協力員への連絡を行うという形になっております。平成25年中の救急出動は4件、平成26年も現在までに4件あり、利用者の方の日常生活での不安の軽減には役立っているものと思っております。

人感センサーによる緊急通報装置は、一定期間動作が感じられないと、遠くに住む親

族とか、あらかじめ指定された近所の方に通報されるというシステム、そのように理解しておりますが、これ自体は、人と地域による見守り支援を補完するものとしては非常に有効なシステムの一つであろうと考えております。

ただ、利用者の安全性でありますとか、御家族等の不安を軽減する観点から、高齢者等を見守るための施策をいろいろと工夫をしていかななくてはなりません。御提案のありましたシステムの導入につきましては、その対象をどこまでにするか、年齢はどこまでにしたらいいかと、その他幾つかの課題を整理する必要がございます。今後の取り組みについて、先ほどの現在既に設置されております緊急通報装置との関連性も検討しながら今後の取り扱いを検討してまいりたいと、そんなふうに思っております。どうか御理解を、よろしく願います。以上でございます。

(1番議員挙手)

○議長（小寺 強君）

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

いずれも前向きな御回答をいただきました。今、データを聞きまして、高齢化率も20%ぐらいから21.4%になっているということで、これも着実にといたしますか、ふえてきております。

いずれも、先ほど申しあげましたような御提案は、都市部のほうで本当に深刻な問題として取り入れられておるといってございまして、当町においても悪い意味での都市化が進んでまいりまして、地域間の連携も希薄になってきておるといって状況がございまして、いずれにしても、先を見据えて進めていただきたいと思います。1点だけ、孤独死というのは当町ではそういう事例があるのかなのか、その点だけ、もう一度お伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

いわゆるその孤独死の定義がいろいろあるかと思いますが、その都市問題の中で語られるような深刻な意味での孤独死というのは、まず余り聞いたことはございませんけれども、後になってみると、やっぱり数日たってから発見されたというような例は過去にはあったと思いますので、その辺への対応が必要になってくるのかなというふうに思います。孤独死というのは悲惨な事例でございますので、そういう意味でも御提案のありました、みずからが通報できない状況になったときの人感センサーの設置等々について考えることは、非常に論点として重要だと考えております。

なお、参考までに申し上げますけれども、今、緊急通報装置というのは大垣市、安八郡と大垣消防本部、それから池田のほうも同じことをやっておるんですが、通報先が違

うと思いますけれども、それらの付加機能として人感センサーをプラスするということなのか、全く新しい設備として、ネットワークの組み方も含めて新しいものとして考えるかによって随分その運用の状況というのは変わってくると思いますので、付加機能的という意味におきますと、これは我が町だけという話ではなくて、既に緊急通報装置を運用している他市町との連携の中で検討しなければならないというふうになってまいります。それらも含めてどうあるべきかという検討を、これは余り時間を置いてやるようなものではないと思いますので、先に結論を出していきたいなど、そんなふうに思っております。以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長（小寺 強君）

1 番 上野賢二君。

○1 番（上野賢二君）

ありがとうございます。

いずれにしましても、当町においてもお子さんが外へ出て仕事をしておるとか、他市町に仕事の関係で住んでみえるとか、そういう方もたくさん見えると思いますので、そういう方にとっては両親が高齢化になってくると大変心配をされておるとことだろうと思いますので、いろんな個人情報ですとか、クリアする問題はたくさんあるかと思いますが、そこら辺のところをよく検討していただいて、最良の見守り体制をしいていただきたいと思います。

以上、よろしく願いを申し上げまして、質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

9 番 森島正司君。

○9 番（森島正司君）

おはようございます。

続きまして、お尋ねしたいと思います。

まず、女性職員の管理職登用についてお伺いいたします。

当町において男女共同参画推進条例が制定されて、間もなく4年になります。条例では、町の責務として、町は率先して男女共同参画社会の実現に取り組み、町民や事業者等の理解が深まるよう啓発活動を行うとしております。この間、男女共同参画社会形成の推進にどのような活動をしてこられたのか、お尋ねいたします。

輪之内町において男女共同参画社会を形成していくためには、まず行政の現場において男女共同参画の実態を示し、町民に示していく必要があると思います。

現在、この議場の執行部席に女性職員が一人もおられないのが残念です。町長は女性職員の管理職登用についてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

なお、当町の職員の実態について、正職員の男女別人数、臨時職員の男女別人数、係

長職以上の男女別人数を教えてくださいたいと思います。

続きまして、下水道事業の合理化事業計画についてお伺いします。

この問題につきましては、これまでたびたびお尋ねしてきました。その議事録を読み返しておりますけれども、これまでの議論によって問題点が明らかになったと思います。

合特法では、市町村は合理化事業計画を策定し、県知事の承認を受けることができる。業者は、この計画に従って事業転換をしようとする場合に、その事業転換計画を町に提出するとなっております。しかし、3月議会で指摘しましたように、当町では業者との合理化協定の中で、町は転換業務の提供を前提とした合理化事業計画の策定が義務づけられております。また、平成25年4月に締結された合理化協定に至っては、合理化事業計画そのものがないまま転換業務の提供が義務づけられております。これらのことについて、町長はいろいろと言ひわけをされておりますが、合特法の定めるところから外れていることは明らかだと思います。

私たち岐阜県の日本共産党地方議員団は、来年度予算について、8月に県交渉、10月に政府交渉を行いました。この中でこの問題について見解をただしたところ、県の担当課長は、それぞれの自治体の自治事務であり、コメントできないと言われてましたが、環境省大臣官房廃棄物対策課課長補佐は、合理化事業計画に基づかない合理化協定は、合特法とは関係のない協定であると明確に否定されたのであります。すなわち、現状の輪之内町浄化センター管理委託契約等は、合特法に基づかない随意契約であり、地方自治法第234条に反することになります。町長はどのように弁解されるのでしょうか。

町長があくまで浄化センター管理委託契約は、合特法の趣旨を具体化した合理化協定に基づいた契約であると言われるなら、町は合理化事業計画を定めなければなりません。町長は、県の三部長通知に基づくグランドルールに従っているものであり、当町だけで解決できる問題ではないと述べられました。しかし、合特法第3条に基づいて町が合理化事業計画を策定し、岐阜県知事に承認申請すれば、県から適切な指導が期待できると思います。これまでの実績をもとに町独自で合理化事業計画を策定し、県知事の承認を受け、業者に合理化事業計画に沿った事業転換計画を提出させ、その上で適切な転換業務を提供するようにすべきと思います。町長の見解をお聞かせください。

続いて、下水道接続率向上対策についてお伺いします。

去る11月25日に下水道推進協議会が開催され、そこで下水道接続率向上対策等について説明がありました。今年10月31日現在の接続率は40.1%ということで、この接続率向上のために、町は地元説明会や未接続職員に対する接続依頼等、さまざまな努力をしているということでありました。

そこで、下水道接続率向上対策等について何点かお伺いしたいと思います。

まず、協議会での説明では、10月31日現在の供用世帯数1,913戸に対し、接続世帯数は768戸ということですが、残りの未接続世帯1,145戸のうち合併浄化槽の世帯は何戸で

しょうか。

3月議会の町長答弁で、平成14年11月の廃対協からの通知文書「公共下水道整備地区における普及促進指導について」では、単独浄化槽やくみ取り式トイレを優先的に接続することになっているということですが、合併浄化槽の世帯に対しどのような指導をしておられるのか、お尋ねいたします。

次に、未接続職員に対する接続依頼についてお聞きします。職員といえども家庭に帰れば一町民です。一般町民と同じく快適な生活を望んでいても、さまざまな理由で接続できないことがあると思います。これは町会議員初め、行政にかかわる方々においても同じことと思います。これを職員というだけで職権による過度な要請は問題があると思います。町長はどのように考えておられるか、お伺いします。

接続率向上のためには、町民が下水道への接続の優位性を実感するようにならなければなりません。そのために、利便性、経済性、その他の面で接続することによるメリット・デメリットの比較ができる必要があります。町としてそのような資料を提供し、これまでに行われてきた説明会などで出された問題点などに対する改善策などを示し、町民が自発的に接続するようにはしていただきたいと思います。町長の見解をお聞かせください。

続いて、公共施設の合併浄化槽の下水道への接続についてお伺いします。下水道推進協議会では、公共施設の合併浄化槽が未接続になっていることについての説明はありませんでした。町長は3月議会での答弁で、単独浄化槽については順次、遅滞なく接続しているが、合併浄化槽の接続については、多岐にわたる関係者間の協議・調整をしていると言われました。この多岐にわたる関係者とはどういう関係者か、何を協議しているのか、何が問題になっているのか。町の合併浄化槽はいつまでに接続するのか、明らかにしてください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

森島正司議員から3項目の質問をいただきました。順次、お答えをさせていただきます。

まず、第1点目の女性職員の管理職登用についてお答えをいたします。

平成11年に国において制定された男女共同参画社会基本法の理念に基づき、当町においても平成23年に輪之内町男女共同参画推進条例を制定いたしました。制定後であります。町としましては、図書館に男女共同参画啓発の図書コーナーの設置、広報による意識啓発や相談窓口のお知らせ、人権問題の一つとして位置づけ、毎年、全町民、全職員対象に講演会を開催するなどの意識啓発に取り組んでまいりました。今後においても、

町民の意識調査の実施や情報提供、地域ぐるみで参加できる講座等を開催し、意識啓発を行ってまいります。

お尋ねのありました管理職登用に関する当町の現状を申し上げますと、まず正職員は、男性41名、女性51名、臨時職員は男性3名、女性58名であり、係長以上の職員は、男性27名、女性8名であります。

議員の御質問にもありましたとおり、現在、本会議に出席する女性管理職はおりませんけれども、課長級の女性室長が1名、課長補佐は2名任命しておりますし、過去には、会計管理者、課長、あるいは所長として女性職員を登用してまいりました。役職の任命につきましては、男女の性別にかかわらず、職員本人の能力、あるいは適性にに基づき任命をしておりますし、今後も同様の考え方で進めてまいります。

現在、国においても全ての女性が活躍できる社会づくりを最重要課題の一つとして位置づけ、女性が生き生きと自信と誇りを持って働き、社会の多くの方が女性の活躍促進に賛同し、応援してもらえる社会づくりに取り組んでおるところであります。

当町においても、一人一人が輝き、心をつなぎ合い、優しさと希望に満ちた町を目指して男女共同参画社会の推進に取り組んでおります。

今後も、女性管理職の登用のみならず、一人一人が輝き、活力あるまちづくりのために積極的に取り組める職員の育成に力を注いでいく必要があると考えております。

次に第2点目、下水道事業の合理化事業計画の策定についてのお尋ねでございますが、再度事柄を整理しておきたいと思っております。

昭和50年5月に下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理事業等の合理化に関する特別措置法、いわゆる合特法が制定をされました。その成立の趣旨については、議員御承知のとおり、下水道の整備等によってし尿処理に携わってきた事業者が事業の縮小や廃業を余儀なくされていくとの懸念から、事業者が受ける著しい影響の緩和と経営の合理化を通じて、地域住民の生活に密着しているし尿処理を安定的に継続することとして第1条に掲げられているところであります。そして第3条では、市町村が合理化事業計画を定めることになっており、県知事の承認を受けることができます。第5条において、事業計画に基づき合理化事業を実施することになっております。同法第7条において、事業の転換を行おうとする者は、その事業の転換に関する計画を町長に提出し、認定を受けることができるということになっております。

次に、現在の県における対応につきましてであります。平成5年8月に県の関係3部長から、「下水道整備等に伴う合理化基本方針について」として各市町村長に通知がなされております。いわゆる「三部長通知」と言われるものであります。

その内容につきましては、合理化事業計画の策定、補償の実施の検討、補償額の算定方法等の検討を岐阜県市町村廃棄物処理事業対策協議会の場においてグランドルールとして決定と、以上の3点が県内市町村に要請をされたところであります。

それを受けまして、平成7年6月に合理化問題に関する基本協定、いわゆるグランドルールとして、県市長会、県町村会及び岐阜県環境整備事業協同組合の3者による協定が締結されたところであり、その内容は、補償額の算定方法における基本的なルールを定めたものということであり、

さて、当町の状況であります、平成9年7月に輪之内町公共下水道計画（特定環境保全公共下水道・輪之内処理区）として事業認可を受けて、それを契機に、平成10年10月に合特法、三部長通知及びグランドルールに基づき、町の許可業者及び岐阜県環境整備事業協同組合との間で合理化協定を締結したところであり、

また、平成21年3月には、中間期における見直し確認書を締結したところであり、

平成25年4月1日には、平成21年3月の確認書による継続した協定によって締結したものであり、これは今までにお答えしたとおりであります。

合理化事業計画については、当初策定した形式ではなく、供用率に急激な変化が見られないと予測し、全体の減少の事業量等の数値をもって協定を締結したものであります。

また、県知事の承認による適切な指導につきましては、県下の自治体が参加しております岐阜県市町村廃棄物処理事業対策協議会、またその地域協議会であります西濃地域廃棄物処理対策協議会において各市町村共通の課題について協議をいたしております。

平成25年4月1日の協定は、締結直近の現状をお互いに確認しながら、通常の委託業務を転換業務と捉えていくという内容になっており、法の趣旨からは逸脱していないと理解しております。

次に、3点目の下水道接続率向上対策についてでございます。

10月31日現在の下水道供用開始区域内の未接続世帯は1,145戸であり、このうち合併浄化槽設置世帯を調査いたしましたところ、218戸でございます。下水道法では、供用開始区域におけるくみ取り便所については3年以内に水洗便所に改造しなければならないとし、それ以外については、その土地の下水を遅滞なく下水道に流入させるための排水施設を設置しなければならないと定めております。このことから、浄化槽設置世帯に対しては、下水道の工事説明会や受益者負担金説明会等の折に、速やかに下水道に接続をしていただくようお願いをいたしておるところであります。

次に、下水道未接続職員に対する接続依頼についてでございます。議員がおっしゃるとおり、さまざまな理由で接続できない者もいると思っておりますので、平成24年には、未接続職員への接続依頼とあわせ未接続理由の提出を依頼したところがございます。これは職権による過度な要請ではなくて、職員に対するお願いと同時に、接続できない要因の調査を実施したものと理解をしております。

議員にも御出席いただいた先月開催の下水道推進協議会では、町職員だけでなく、町の要職にある議員各位や区長各位、元町職員や県の職員にも依頼してはどうか等々の御意見も頂戴をいたしておりますので、今後、それらについて検討し、実施に向けた作業

をしてまいりたいと、そんなふうに思っております。

次に、下水道接続率向上のための資料の提供についてであります。下水道の工事説明会や受益者負担金説明会において「下水道のご案内」という冊子を配付し、下水道への接続は、健康で衛生的な生活の基盤となり、河川の水質浄化や環境保全につながることはもとより、下水道切りかえのための平均的工事費や下水道料金の算定方法など、よい面もそうでない面、それからまた説明会で何度かありました質問等も説明に加えながら接続への協力依頼を行っております。

しかしながら、既存の冊子には具体的な水質改善や環境改善のほか、接続工事費、下水道料金の提示や算定方法等の資料は掲載しておりませんので、別資料の作成を進めておるところでございます。

最後に、公共施設の下水道接続でございますが、水質の浄化や環境保全のためにも、雑排水が未処理である単独浄化槽を優先して下水道に切りかえたいという思いは変わっておりません。

合併浄化槽については、3月議会でも申し上げたとおりでありますけれども、平成17年10月の岐阜県防災局長からの通知や、平成24年12月の岐阜県防災課長の通知において「災害時における浄化槽の有用性について」というような文言がございます。これらの意味するところを参酌しながら、今後も検討を進めてまいりたいと思います。

また、公共施設の下水道接続については、当町だけの問題でなく、県下全市町に及ぶことであるということは、今までつとに申し上げてきたところでございます。したがって、周辺自治体の状況を見ながら、計画的な接続計画のもとで協議・調整を進めてまいりたいと、そんなふうに考えております。

以上で質問に対する答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、男女共同参画社会につきましてお尋ねしますけれども、さまざまな啓発活動は行っておられるということは理解しましたけれども、実態がどうなっているかというのが問題であるというふうに思います。

したがって、今、町の職員の状況をお聞きしましたところ、女性職員が男性職員よりも全体的に多いというふうな結果になっていると思います。特に臨時職員については男子が3名に対して女子が58名というような御説明でしたけれども、圧倒的に臨時職員の女子の割合が高い、これはどういうことを示しているのかということだと思います。やはりウエートの高い仕事は、当然正職員で行われているのではないかというふうに思うわけですが、町の職員の採用のあり方自身がどうしても男性重視になっている。

そういうようなことから、管理職についても、この場に一人もおられないということにあらわれているのではないかというふうに思います。

したがって、町執行部の男女共同参画に対する認識がおくれているのではないかと。町民への啓発活動などを盛んにやっておられますけれども、町の執行部自身の中で男女共同参画の必要性というものをもっと認識すべきではないかと。現在の町の執行部は、そういう男女共同参画の認識が低いのではないかと思うわけですが、どのように考えておられるのか。今後、職員の採用に当たっても、もっと女子職員の活用ということを考えていくべきではないかと思うわけですが、その辺のところをお伺いしたい。

したがって、今の係長以上の職員数におきましても、男子27名に対して女子は8人である。全職員では女子職員が多いんだけど、管理職については女子は圧倒的に少ない。やはりこういう現状を正していくというのが男女共同参画社会実現のための第一歩ではないかと思えます。その辺の考え方を改めてお伺いしたいと思えます。

それから合理化事業計画につきまして、あくまで町長は合特法の趣旨に反しているものではないというふうにおっしゃいますけれども、合理化事業計画がないということ自身が、これは合特法の趣旨から反している、これは政府の担当者も言っているわけです。それを町長は、あくまでこの合特法に合致していると言われますけれども、なぜこの合特法に書いてある、法律に書いてある合理化事業計画がなくても、これが合特法に合致していると言えるのか。全く町長の答弁は筋が合わないというふうに思いますが、私が提案したように、まず合理化事業計画を町でつくってはどうかと。現在ないんですから、合理化事業計画をつくって、それからそれを県知事の承認を受けてやればできるんじゃないか。違法な随意契約ではなくて、もし合理化事業計画がなければ一般競争入札でやらなきゃいけないんです。それをやらずに随意契約でやっている、これは明らかな地方自治法違反だというふうに私は思いますが、その地方自治法との関係で明確な答弁がなかったんですけれども、お考えをお伺いしたい。合理化事業計画を、実態に合った事業計画をつくるべきではないかということを重ねてお願いしたい。それについての見解をお聞かせください。

それから下水道の接続率向上につきましては、やはり町民が自主的に接続するように持っていく、そういう意識改革をしていく。そのためには、やっぱり下水道につないだほうがいいんだというふうにならなきゃいけないと思えます。やっぱり経費の問題なんかでできない人、それに対する援助をどうしていくかというようなことも考えながら進めていかなければならないと思えます。

それから公共施設の合併浄化槽ですが、これについてもなぜつながないのかという理由がわからない。廃対協で協議している、廃対協でどういう協議をしているのか。

この平成14年11月の廃対協の通知文書では、合併槽はつながないというような文言は一言もない、それなのになぜつながないのか。それは廃対協では文書にならない約束が

あるのかどうか。どういう理由でつながないのかということを確認にお聞かせ願いたい。

それと、一般家庭における合併浄化槽についても、これは同レベルでいいはずです。一般家庭においては合併浄化槽でもつながないかやいけないけれども、公共施設の浄化槽はつながなくともいいということはあるはずがない。合併浄化槽、公共施設はつながないのであれば、一般家庭もつなぐ必要はないはずです。そのところを明確に答えていただきたいと思います。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

幾つかの再質問をいただきました。できる範囲でお答えをさせていただきます。

まず、男女共同参画、実態が伴うことが必要だという御指摘でございます。まさにそのとおりだと思っております。言葉がひとり歩きをすることだけは避けたいと思っております。

まず、先ほど職員の構成等の現況についてお話しさせていただきました。特に臨時職員に女性が多いと、数値があらわすとおりでございますが、これはこの臨時職に女性が多い一つの原因が、私どもは3保育園がございますけれども、3保育園の保育士に臨時職としての女性がかかりおるとい、そこが数が多い原因になっております。

それと、あとかなりたくさん女性職員がいる割に管理職の数が少ないじゃないかというお話なんですけれども、これはある部分採用の年齢構成が偏っておりまして、特に40代後半から50歳以降になりますと男性職員が多いという状況の中で、管理職に登用すべき人材がまだまだ育っていないということがございます。

ただ、先ほども申しましたとおり、私どもは決して女性を排除しているわけでも何でもなくて、過去において会計管理者、課長、所長等に登用されて、過去といってもつい最近までそういう事例もありましたし、今後も適切な人材を適切な場所に配置していくという考え方に変わりはありません。

それと、採用が男子に偏っている、採用条件の中で男女について違うスタンダードを使っているわけではありませので、これは結果がそうなっているだけということでもあります。ただ、これを言いますと、結果も含めて平等を図らなきゃだめじゃないかと、執行部の認識はどうなっておるんやということにつながってくるんだと思います。執行部の認識がおくれているかどうかは意見が分かれることかもしれませんが、ただ、私が申し上げておきたいのは、男女共同参画推進条例を少なくとも他団体よりも先んじてこういった条例をつくっているということ自体がその認識において決して軽んじていないということを御理解いただきたいなど、そんなふう思っております。

特に年齢別の構成を見ますと、40代以下の若い層、そういったところに女性の数もかなりふえてきておりますので、そういう意味では管理職登用について分け隔てをし

なければ、将来的には職員の性別、人数に応じた部分にかなり近づいてくる可能性は残しておると、そんなふうに思っております。

それから、合理化事業計画についてないのに筋が合わんと、これはいろいろその法律の解釈をめぐって意見が分かれるところでありまして、先ほど共産党議員団のほうでどこかでそういう御意見を聴取した結果、それは違うんじゃないのというお話があったようでもございますけれども、私どもとしては、合特法及びそれらに基づく法令の趣旨を参酌しながら、今できる範囲で一生懸命やっているつもりでございますので、その辺は御理解をいただきたいと、そんなふうに思っております。意見が分かれていることは、先ほどの御質問でよく承知をいたしました。

それから、40%余りの下水道への接続率を高めるために町民の意識啓発というものが必要なだろうと、何をしたらいいんやと、具体的な御提案もいただきました。それらのものを受けとめながら、いろんな資料の作成等々、接続率を上げていく努力を惜しまないつもりでございますので、その辺の御理解をよろしくお願いします。

それと、公共施設について廃対協の通知の中にはつながんとは書いていないじゃないかというお話でございました。まず、公共施設がつながっていない、なかなか関係者の合意が調わなくてつなぎ切れない、関係者とは誰やと、それは関係者というのは合特法を設立以来、その運用について適切な協議を重ねてきた全ての方というふうに申し上げてよろしいかと思えます。

まずは、先ほどもちょっと最初の答弁の中で申し上げましたけれども、公共施設について、つながないという話では決してないと思っております。したがって、今後、つなぐときに関係者の合意といいますか、その方向性について整理をしていく必要があるんだろうと、そんなふうに思っております。

本当に再度繰り返しになって恐縮でございますけれども、公共施設をどうやってつないでいくかということは県下全市町村の共通の課題でございます。その辺については十分協調しながら遅滞なくやってまいりたいと、そんなふうに思っておりますので、どうか御理解をお願いしたいと思えます。

(9番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

男女共同参画につきましては、現在は年齢構成によってなかなか、即は管理職登用ということは難しいというような話でありました。過去にこの管理職がおったと言われますけれども、私が知る限り1人しかいなかったんではないか。この席におられたのは、私が記憶する限りではそれ以外はなかったというふうに理解しております。これは木野町長になってからだけのことでなくて、それ以前のことも含めてのことですけれども、

別に木野町長になったから1人ふえたというわけでもないと思うんですけども。

いずれにしても、過去から現在にわたっても輪之内町の女性職員の管理職登用というのは非常におくれているというのが私の認識であったわけです。そういう意味で、条例をつくった以上、やはり執行部として率先的に取り組む必要があるのではないかということをおもうわけであります。

したがって、条例を策定してから、もう4年にもなるわけですから、これで成果が出ていないということは、やはり認識の甘さがあるのではないかということをおもひまして、改めて認識を新たにさせていただいて、今後、さらに進めていっていただきたいというふうに思っております。

それから下水道の接続についてですけども、合併浄化槽について一般家庭についてはどういう指導をしておるのかと。くみ取り式、あるいは単独浄化槽については、もちろん積極的な指導は必要だと思いますけれども、合併浄化槽について、やはり違った対応をするべきだというふうに思うわけですけども、その辺の明確なところがわからない。どういうふうにしておられるのかということがわからない、ちょっとそのところを明らかにしておいていただきたいと思います。

それから戻りますけれども、合理化事業計画につきましては意見の相違だというふうに言われますけれども、意見の相違ではこの問題は片づかないんじゃないかと。同じ事業計画がないということ自体について合法か違法かということが、これは意見の違いで済む問題なのかどうか。意見の違いということで答弁されてしまったら、不都合なことは全部意見が違えばそれで済んでしまうわけです。やはり違法状態は改善していかなければならない。違法じゃないなら、その法的根拠を明らかにしていただかないといけないというふうに思うわけです。その辺が今の町長の答弁では逃げておられるというふうに思います。そうじゃなくて、きちんと合法的な施策を進めていただきたいということをおもうわけであります。

それと、公共施設の合併浄化槽、関係者と協議していく、関係者というのは先ほど言われた合特法に関する事業者のことなのか。全県下一斉にやっているということですけども、県下でどのくらい協議を持たれているのか。最近そういう協議をやっておるのかどうか。この1年間で、廃対協なり、あるいは何らかのそういう協議がなされたのかどうか。そして、その協議の中で何がどういうふうな問題になっているのか、そのところを明らかにしていただかないと、これはいつまでたっても同じことの繰り返しになってしまう。したがって、そのところを質問に明快に答えていただきたいと思います。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再度の御質問にどこまでお答えできるかわかりませんが、今お答えできる範囲

でお答えをさせていただきます。

まず、男女共同参画、4年たったけれどもというお話がございました。お互いにそうでありませぬけれども、4年たてば4つ年取るだけで、入ったばかりの人間が4年たてば管理職に適切な能力を身につけるといふ状況にはまだなっていないと思ひます。ですから、それは期間が問題なんじゃなくて、その年齢に応じた資質をどのように備えていくか。当然、それには研修体制も必要だと思ひますし、それはまず男か女かという以前に、職員の資質をどう高めていくかという文脈の中で語られるべき問題だと思ひています。そういう意味でも、決して女性を脇に置いているわけではないということだけ再度確認をさせていただきます。本当に現実の数字と理想とされるべきもの間の乖離をどうやって埋めていくかという話ですので、我々の認識が足りないと言われれば、それは認識が足りないと言われないように、私達も一生懸命それには努めてまいりたいと思ひております。

それから合理化事業計画、再度のお尋ねがございました。意見の相違と言ったら何も議論ができんと、そういうことを避けるために、私達もそれぞれの契約段階に応じて、非常にナーバスな問題でもありますので、私どもが顧問にお願いしております弁護士さん等々も、全部そういうことについての意見を交換し、アドバイスをいただきながらやっていることでありますので、現状においてそれ以上申すつもりもありませんし、それ以下でもないということをお願いしておきたいと思ひます。

それから、一般家庭の合併浄化槽、これは合併浄化槽をつなぐ必要がないなんて誰も言っておりませぬし、まずどこから順番につないでいくかといったら、やっぱりくみ取り、単独浄化槽からつないでいくことが行政として、水質汚濁なり何なりに関して対応していくときに重要な要素になるという意味で申し上げておるわけでございます。

それから公共施設、廃対協はここ一年何をやっておったんやという話であります。細かい、いつ、どこで、どういう会議を開催されたかということは、ちょっと私は承知しておりませぬけれども、合特法ができ、廃対協ができ、その地域部会ができ、やっていることの中で懸案事項としてなっているのは、最終的には、やっぱりこれはいかなる形でも下水道事業者との絡みでいうならば、最終的にはつなぐという大きな目標があつてやっておることではあります、そこに至る道筋の中で関係者の合意をとりつつ、要するに、誤解を生じない方法の中で最終的にどうやってつないでいくかという話し合いをしているということなんです。だから、それはそれ以上でも以下でないとしか申し上げようがございませぬので、そのところは、むしろ逆に言うならば、問題意識は多分共産党議員団の方も共通だと思ひますので、そこで誰に何をという、むしろ逆に言うならば、共同体制をとっていくことも大事なんだろうと思ひておりますので、どうか我々が究極の目標としております全部の接続について、側面から支援をお願いしたいということをお願いしておきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（小寺 強君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

先ほどの御質問の中で合併浄化槽については一般の方にはどのような指導をしているのかという御質問がございましたので、それについてお答えさせていただきます。

まず下水道法では、下水道整備が終わって供用が開始された場合には、遅滞なく下水道に接続するための排水施設を設置しなければならないと定められております。罰則等はありませんけれども、この条文をもとに説明会等では、遅滞なくということですので、なるべく速やかに接続していただきたいと思うというような形で、強制的ではございませんけれども、説明の中では、そういう水質浄化、環境面、衛生面でよくなるという旨もあわせて皆さんにお願いしているところでございます。以上です。

○9番（森島正司君）

単独槽とは何も変わらないということやね。

○議長（小寺 強君）

高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

くみ取り便所につきましては、3年以内に水洗化しなければいけないと明文化されております。ただ、その他といいますと、単独浄化槽、合併浄化槽でございますけれども、単独浄化槽につきましては汚水のみ処理となりますので、これは水質浄化のためにもできるだけ早目をお願いしたいということで、町民の方には説明会の折を設けてお願いしている次第でございます。

（発言する者あり）

（9番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

質問に対する答えがないんですけれども、町長は先ほど廃対協の会議が行われたかどうかは承知していないとおっしゃいました。担当課のほうではやっているのかやっていないのか、それをお伺いします。

○議長（小寺 強君）

住民課長 岩津英雄君。

○調整監兼住民課長（岩津英雄君）

廃対協の関係につきましては、年2回ほど開催いたしております、この合理化協定のお話につきましては、どの市町も協定を結んでおります関係で、その更新時期が28年3月、29年3月に迎える市町がほとんどでございますので、その更新の状況、それから

各市町の対応について、それぞれが情報を交換し合っておるところでございます。

○議長（小寺 強君）

2番 浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

お許しをいただきましたので発言をさせていただきます。

人口対策についてお伺いします。

輪之内町の人口は、平成22年の国勢調査で1万28人でしたが、今年11月現在の住民基本台帳の人口は1万人を割り込みました。町の活性化は、人口増加が第一と考えます。前にもお聞きしましたが、その後、何も対策がとられていないように思われます。「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまち」にするために、この人口減少に歯どめをかけ、再びまず1万人目標に戻すためにも対策が必要かと考えます。他町も同じだろうと諦めず、何か対策をとられることが必要かと考えます。町長の考えをお伺いします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、浅野常夫議員の御質問にお答えいたします。

人口対策についての御質問をいただきました。

まずもって、この件につきましては、議員さんから今年の6月の定例会においても同様の御質問をいただいたところでございます。そして、今回、その後における具体的な施策がとられていないのではという御指摘と、あわせて人口対策として今後の具体的な施策をどう考えているかという御質問をいただきましたということで、かなり大きなテーマでございますが、本題に入る前に、人口減少におけるトレンドというものをデータを踏まえておきたいなど、そんなふうにあります。

まず、大きな流れでいきますと、日本は2008年をピークに人口減少に転じ、本格的な人口減少社会に突入をしております。このまま何も手を打たなければ、2010年に1億2,806万人であった総人口は、2050年には9,708万人まで減少すると推計をされております。

今年の5月に、最近よく話題になっております日本創成会議、これは元総務大臣の増田寛也氏が代表を務めておられる会議でございますけれども、ここが公表した、2040年までに過疎地を中心に半数（896自治体）が消滅する可能性があるという試算結果で、非常に世の中にショックを与えました。その試算の根拠となる指数として、若年女性（20歳から39歳）の人口の減少率、これを若年女性人口変化率という表現をしておりますが、この減少が5割を超える896の自治体が消滅可能性都市になるというのが根拠になっております。

その試算結果によりますと、岐阜県内においては17市町村がその対象に上げられているところであります。ちなみに、輪之内町は、その若年女性人口変化率がマイナス25.1%で、県下では5番目の変化率にとどまっております。要するに、減少率が少ないということなのですが、その状況から消滅可能性都市にカウントは幸いなことにされておられません。

しかし、その推定人口実数においては、御案内のように、2010年（平成22年）の国勢調査人口1万28人から、30年後の2040年には何もしないでいると9,089人、約940人減少すると推計をされております。

さらに特筆すべきなのは、その人口年齢構成でありますけれども、当町の2010年当時の人口年齢構成は、生産年齢人口、いわゆる15歳から64歳までの人口であります。64.1%、老年人口（65歳以上）が19.8%と、老年人口については2割を切っております。これが2040年になりますと、生産年齢人口は6割を割り込んで55.7%、老年人口は、何と31.5%に達するであろうとの推計が出されているところでございます。

この推計値は、いわゆる社人研、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠しておりますが、その社人研が公表しております今後の推計値を見ますと、同じく2010年の国勢調査人口1万28人から、30年後の2040年には9,289人と、約740人減少すると推計をされております。その人口年齢構成は、2040年には生産年齢人口は55.8%、老年人口は31.2%、いわゆる数においては推計値に多少の差は出ておりますが、年齢別構成においてはほぼ同じような推計結果となっております。

こういった推計指標を見るときに、経済市場の縮小でありますとか、長寿化等に伴う社会保障費等扶助費の増嵩など、もはや人口減少問題は何十年も先の遠い将来の問題ではなくて、今起きている問題だという認識のもとで施策を展開する必要があると思っております。

そういった意味では、議員がかねてから提唱されております人口減少問題に対して真摯に取り組み、具体的な施策を構築していくことの方向性について、その意見を異にするものではなくて、

町政の将来ビジョンを描く際に、まず把握しておかなければならないのは人口動態だと考えております。産業施策、雇用施策、土地利用施策、福祉施策など、あらゆる施策は、将来人口の行く末によって大きく左右されるものと認識をしております。そういった意味から、議員から6月定例議会での一般質問をいただいた際に、こういった人口減少の実態に対し、議員が提唱されたように、町民自身が喜ぶ町民に優しい行政が必要であるとストレートに結びつけて議論すべきか、まだそういう判断ができる状況にはないけれども、現在、そして未来に向かって何が必要になってくるのか、それを実現させるためにどういった施策を打っていくのかというのを常に模索を重ね、結果として、町民の皆さんの福祉向上に資する施策を遅滞なく投入していくことが究極の目標であると答

弁をさせていただいたところであります。その思いは今も変わってはおりません。

これまで定住人口拡大に向けた施策については、企業誘致事業を推進し、地元輪之内町に帰って暮らしてみようとする、いわゆるIターン、Uターンを促し、輪之内町内でしっかり生計を立てることができる働く場を提供することで雇用の創出を図るとともに、ひいてはそれは定住人口の拡大というものをコンセプトとしております。今までもその考え方に基づいて一貫して取り組んでまいりました。そして、今年の7月、10月には、東大藪・南波工業用地に企業誘致をすることができました。そういう意味では、まずは第1段階はクリアできたのかなというふうに考えております。

そこで、さらに次のステップとして、今後は、そこで新たに働く人たちがこの輪之内町に魅力を感じ、定住してもらえる具体的な施策を打ち出さなければならないと考えております。その具体の一環施策であります。町内での分譲地などの住宅施策については、現在のところ、第5次総合計画上では平成28年度・29年度に取り組むこととしております。

浅野議員も6月の一般質問の際に、住宅施策の必要性を唱えておられます。今後は、民間事業者による分譲住宅開発の状況を見据えながら、行政として定住人口拡大の施策の一つとして住宅施策を掲げ、このコンセプトや規模、場所などを熟慮した上で取り組むという方向性は、既に総合計画等の計画上明示しておりますので、社会情勢の変化を的確に把握し、柔軟に取り組んでまいります。

また、輪之内町に定住する魅力の一つとして、福祉施策においては高校生までの医療費無料化、こういったことも近隣の町に先駆けて取り組んでまいりましたし、各種予防接種事業においても、近隣市町に先駆けて全メニューに対して助成制度を構築してまいったところであります。これらは、生活に密着したところで住民の皆様に安心を与えている施策の一環と考えております。これらは輪之内町に魅力を感じてもらえる施策として、他市町に十分比肩し得るものと考えております。

今後とも、御質問の意を体しまして、限られた財源の中ではありますが、財政というフィルターを通した上で、できる限りこの町に魅力を感じてもらえるような、ある意味では生活に密着したところできらりと光る施策を講じていきたいなど、そんなふうに思っております。

先の長い取り組みになる部分もあろうかと思いますが、議員の御理解を賜りますようお願いをいたします。

(2番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

2番 浅野常夫君。

○2番(浅野常夫君)

答弁ありがとうございます。

答弁の中に第5次総合計画に盛り込んであるということをお聞きしました。そのときに私もちょうど委員でお邪魔しておりましたので記憶しているところですが、28年、29年に実施されるということですが、企業誘致を達成された中、2年、3年ほどのその時間が、早く達成されたので時間があるので、それをその28年、29年を待つのではなくて、今から先に取り組まれることは無理なのかどうかということをお聞きしたいんですが。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

先ほども申しましたとおり、計画に書いてあるから、少なくともその時点までには何らかの具体的な方策を打ち出すということは、これはコミットメントとして当然のことではありますが、それ以外にそれを前倒しする必要があるかどうかということは、計画の見直しという意味では不断に努力を重ねているところでもありますので、これは基本的には公共施策だけじゃなくて民間でもできる施策の部分がありますので、そういった状況を的確に把握しながら、必要に応じて必要な手を打っていくということを申し上げておきたいと思います。よろしく御理解賜りますように、お願いします。

（2番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

2番 浅野常夫君。

○2番（浅野常夫君）

今、業者が新しく住宅をつくってくれたというのはミラリードの東のところは何軒かあるんですが、結構ぼちぼちと埋まる状態にあります。だから、町が手を差し伸べて安く分譲すればもう少し埋まるんじゃないかなという、これも漠然としたことなんですが、そんなことをやっていただくとありがたいのかな。

今度東大藪に大きな企業が来ますし、エフピコももう一つ会社をつくるという中で、地元の雇用がもっと生まれればということを期待しながら、もう1つ最後に、町長はきらりと光る対策をと言われました。そのきらりと光る対策はどんなものかということに期待しながら、終わります。ありがとうございました。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

きらりと光る施策は、これからやろうとしていることを総合して表現するときらりと光る施策ということでございます。個々の施策に御期待をしていただければと、そんなふうに思っております。どうかよろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

暫時休憩いたします。

(午前10時23分 休憩)

(午前10時37分 再開)

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

議長さんのお許しをいただきましたので、続いて質問させていただきます。よろしくお願いいいたします。

まず、町政一般についてです。

紅葉の季節も終わりに近づき、冬将軍も間近に迫ってきました。師走と言われる12月、大変忙しいときに衆議院議員選挙が行われることになり、さらに忙しくなった。

アベノミクス解散とも言われる中、消費税10%に向けて、またTPPの行方も大変気になるところです。景気も雇用もアベノミクス効果で向上していると言っているが、多国籍企業のような大企業では給料・ボーナスアップと言われていますが、私ども一般では実感がなく、消費税の増とか購買品の価格の上昇のみで、収入は大きく減少し、大変苦しいとの実感であります。この先の不透明感でいっぱいです。

その中において、町長におかれましては御健康で職務に精励されており、大変心強く思います。来年5月に行われる町長選挙において、第5次総合計画の着実な推進、基本構想に掲げる「住んでいてよかった、これからもずっと住み続けたいまち」の実現に向け、私たち町民に夢と希望が持てるまちづくりをぜひやってもらいたいと思います。町長の熱い所信をお聞かせいただきたいと思います。

2. 輪之内町の開発について。

近年、町の開発には目覚ましいものがあり、自主財源の確保のためにも大変心強い感があります。開発公社によるエフピコさんの事業拡大、東大藪のすぎやま工業の誘致等、大型の事業もうまくいっていると思います。その反面、環境汚染の心配も増大してきていると思います。

では、昨今、当町における事業者と地域住民の方々とうまく情報交換をされ、企業活動に十分応えられていますか。

その際に取り交わす種々の協定についても、遵守され、報告書も提出されていると思いますが、どのような状況ですか。また、対策においても十分なされているか、お尋ねをいたしたいと思います。

3. 河川の浄化について。

大樽川親水回廊の整備の中で、河川環境の整備と野外活動の機能を主体に整備、汚れた水の改善に努力するとあり、その後、町内を流れる河川は、流水が緩やかで滞留状態にあることが多く、半閉鎖的な水域では、本来の機能としての浄化作用はほとんど果た

されていない。

平成13年に町長の諮問機関、大樽川環境整備基本構想研究プロジェクトチームにより報告書が出され、その中に、上流部に小公園をつくり、井戸による噴水を設置して水量の増加を図り、若干の流れをつくる等と施工計画がつけられ、井戸の規格は直径150ミリ、深さ160メートル、自吸式ポンプ、直径65ミリ、毎分700リットルとし、1日約1,008トンの水を流す。

また、平成24年には、11月30日に輪之内町地域協働水質改善協議会が設立され、地域に住む住民やNPO事業者で話し合っただけで今後の対策を実施していくとし、水質検査の項目をふやし、隔月で実施されています。どのような効果が得られ、現在につながっているのか、お尋ねしたいと思います。

第5次総合計画の最初に、環境に優しいまちづくりについてのキーワードは「協働」と言われ、コラボレーションと言われ、さらに地域住民と事業者、そして行政が一体となって取り組むことが肝要だと強調されています。

井戸を河床に掘ると水が吸い込まれ、井戸の水質が悪くなる可能性についても触れられていますが、危険を回避する方法、逆止弁とか、掘る位置を考慮するとか、実験の余地があると思いますが、なぜコストが少なくて済む方法を実践しないのか。

また、総合計画とは政策的要素を盛り込んだ行政が執行すべき政策の体系化であり、自治体の行うことの全体を統括する政策を町民、議会、首長、職員の「認識の共有」と解してみえますが、行政指導による住民の美化に対する組織化、それにより住環境が大変向上したと思われま。

さらに、行政側として行う「景観」「環境・環境美化」「環境保全・公害」の各種施策がかみ合ったとき、大きな効果が生まれると述べられております。

では、行政の効果が上がっていると思われる施策についてどう考えてみえるか、お尋ねします。

ソフト面とハード面がうまくコラボレーションしていると思われまいか、重ねてお尋ねをいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、田中政治議員の御質問にお答えいたします。

3点ほどいただいております。少し回答の順番を変えまして、第2点目からお答えをさせていただきます。

第2点目の輪之内町の開発についてお答えをいたしたいと思います。

当町の企業誘致につきましては、田中議員も御承知のとおり、近年では平成21年8月、南波工業団地約1万9,000平米に株式会社エフピコを誘致し、今年に入って7月に東大

藪工業団地約3万7,000平米にフォークリフトの歯車等を製造するすぎやま工業株式会社、さらに10月には第2期南波工業団地約1万7,500平米に株式会社エフピコと誘致協定を取り交わし、雇用を創出し、農業と工業との調和のとれた環境に優しいまちづくりに努めているところであります。

株式会社エフピコとは公害防止協定は締結済みでありますし、すぎやま工業株式会社とは、平成29年夏の操業開始までには公害防止協定を取り交わす運びとなっております。

ちなみに、町内の公害苦情、最近の状況であります。平成26年度において現時点までに4件の公害に関する苦情がございました。内訳としましては、悪臭2件、水質汚濁1件、大気汚染1件となっております。これらは必要に応じて西濃振興局環境課等の関係機関と合同で立ち入り、指導を行っております。それぞれの状況に応じて、県とともに公害問題へ適切に対処しております。

次に第3点目の河川の浄化についてであります。河川の浄化については、田中議員の願いであると同時に、私ども輪之内町民の願いでもあるということでもあります。

町内を流れる中江川、中西江川、西江川、東江川がございまして、それぞれが大樽川に合流しており、輪中地帯に住む私たちにとって川は完全に生活空間の中に溶け込んだ存在であり、日々の生活と切っても切れない密接なものであります。ある意味共存していかなければならない大切な自然であります。

平成7年には大樽橋の末端下流から福東排水機場までが1級河川に昇格いたしました。したがって、県の事業として改修が進むのではないかと期待をされたところでありますが、しかし、大樽川の下流部のみが1級河川となっております。上流部は従来からの準用河川のみで、町が引き続き管理をしていくという状況であります。

そこで、平成12年12月、大樽川の上流部を改修するため、役場職員で組織する大樽川環境整備基本構想研究プロジェクトチームによる基本構想が策定されました。この中に先ほど議員が述べられた井戸についても触れられておるところであります。

その後の状況を見ますと、平成15年度と16年度に四郷地内の大樽川に魚などの生態系に配慮した魚巣ブロックつきプレハブ水路工、延長約670メートルを実施したところでございます。

次に、平成24年11月30日に設立いたしました地域協働水質改善協議会で行われた水質調査の結果についてでありますけれども、平成24年12月からおおむね2カ月から3カ月に1回の頻度で、26年1月までに7回にわたって町内河川の水質調査を13地点を選定して実施しております。

その結果、岐阜県の河川で指定されている生活環境の保全に関する環境基準C類型の達成状況を評価いたしますと、BODは、13地点中6地点で環境基準を超過している結果となっております。さらに、近隣市町の河川と比較すると、BOD及びCODについては2倍以上の高い値、つまり汚れているということもわかってまいりました。原因と

しては、生活排水の流入と富栄養化現象の発生が考えられるということでありました。

また、大樽川上流部では河川水が赤褐色を呈する状況がたびたび確認されておりますが、水田の暗渠排水や、大樽川上流部付近の排水路の浸出水に含まれる鉄分が嫌氣的となった土壌から二価鉄の形態で流出した後、酸化し、三価鉄となって水酸化鉄などの懸濁性鉄として生成し、浮遊・沈殿することが濁りの一因となっていると結論づけられました。

これらの川を汚している原因をなくすため、本戸と中郷新田のほ場整備のポンプを使って、非かんがい期の地下水を利用した導水実験を今年1月下旬から2月中旬にかけて、5日間ずつ2回実施いたしました。1日当たり約2万トンの中江川に放流する実証実験の結果、役場西の地点では、導水後約5時間で透視度は30センチが100センチになり、川底で泳ぐ大きなコイの群れがはっきり確認できる状況になりましたし、濁度に至っては5分の1にまで改善し、川の流れも2倍以上になり、導水効果は明らかなものとなりました。

しかしながら、最も経費がかからず効率的と考えられる揖斐川からの環境用水による水質浄化については、県及び国交省中部地方整備局にも導水の実現に向けてお願いをしているところではありますが、今のところよい返事が返ってきていないというのが現状であります。

そのほかの水質改善の普及啓蒙活動として、水質改善事業のキャッチフレーズの募集、菊観賞用花いかだの設置、生き物観察会、外来種の駆除、平成11年から続けられておりますグラウンドワークによる大樽川を美しくする町民参加大会、下水道整備の普及と推進にも力を入れてまいりました。年々参加者数もふえ、各種事業に町民の理解が徐々に高まっていることから、田中議員も先ほどおっしゃったとおり、住環境は向上したという認識は同じくしております。

次に、井戸を掘って水質を改善するというのも御提案いただいております。ソフト面ばかりでなく、井戸を掘ることも含め、ハード面についても地域協働水質改善協議会の場において、今後、種々方策を検討し、環境に優しいまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

さて、戻りまして、第1点目の町政一般についてのお答えでございます。

私が町民の皆様方の御支持を得て、ふるさと輪之内町の町長に就任し、7年と6カ月ほどが過ぎようとしております。その間、私なりにふるさと輪之内町がよくなってほしい、そして住んでみえる町民の皆さんがいつまでも誇れる町にしたいと、そんな思いで平成23年の2期目からは8つの政策を掲げ、行政経営に邁進をしてまいりました。

その主なものを振り返ってみますと、安全・安心・快適なまちづくりでは、水害予防のため、福東排水機場4号ポンプの設置を実現させたところであります。

また、地域情報化の推進では、おこなっていた情報インフラに対し、輪之内光ケーブル

網の設置により、高速で安定した情報通信環境を構築してまいりました。

みんなが働きやすい環境の構築では、地域の雇用促進、定住人口の拡大、ひいては地域振興に資するべく、平成21年の企業誘致を皮切りに、今年に入り、7月、10月に東大藪工場用地、南波工場用地に、それぞれ企業誘致を成功させることができました。

また、計画的行政経営の構築として、第5次総合計画を前倒しし、平成24年度からスタートをさせたところであります。

無駄のない行政経営と財政基盤の強化を図るべく、行財政改革大綱を策定、継続をしているところでもあります。

こうした取り組みによって、2期目に当たっての住民の皆様とのお約束は果たしつつあるものと考えております。

さて、現在、私ども地方行政を取り巻く環境の変化のスピードは恐ろしく加速しており、その先行きは決して予断を許すものではございません。その一つは、著しいスピードで進む少子・高齢化社会への対応や、高度経済成長期に整備した社会インフラの老朽化への対応であります。

そういった環境の変化に対する諸課題は決して小さくはございませんが、その中でも（仮称）新養老大橋の構想推進と道路網の整備、それからお隣、安八町で計画しておりますスマートインターチェンジ設置の支援、町内小学校の大規模改修、防災拠点の整備など大型事業が継続しておりますので、これらの取り組みも含めて私に課せられた課題は尽きないというのが現状の認識であります。

したがいまして、継続的課題への取り組みはもちろんのことでありますが、新たな課題に対応していく機会を与えていただけるのであれば全力で取り組んでまいりたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

以上で答弁を終わらせていただきます。

（6番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

うまくまとまりませんので、簡単に質問させていただきます。

来期にかける町長さんの熱い思いは十分伝わってきました。輪之内町発展のために御尽力を期待したいと思います。

次に2番目の開発ということですが、開発は、当然町の財政を潤す、雇用の機会をふやすということで、先ほどの浅野議員の一般質問にありました人口1万人に向けても大変重要な施策であると認識はしておりますが、その反面、企業が活発に活動すればするほど、やっぱり地域住民、今までずっと住んでいた住民にとって不利益なリスクも当然増大します。

そんな中で防止協定は、ほとんど輪之内における企業の方、どういう企業が対象になって結ばれているかは存じ上げておりませんが、御答弁をいただけるならば、その公害防止協定を結ばないかんといい、例えば生産規模であるのか、従業員規模であるのか、その工場立地の面積の要件であるのかわかりませんが、そういったこれ以上の企業については防止協定を結ぶという基本的な考えをお持ちであればその分もお聞かせいただきたいと思ひますし、また現在、それにもたれて防止協定は幾つの企業と結んでおみえになるのかということと、先ほど問題があったときには県と一緒に立入調査等をして指導しているというふうに御答弁をいただきましたが、その内容たるや、その後はきちっと改善したのかどうかということも含め、どのような報告が出されているかという状況についても、何社あって何社ぐらいの報告が上がってきておるのかということも含め、その報告に対する認識をお尋ねしたいと思ひます。

それから、次に河川の浄化ということでございますけれども、これは河川に水を流せばきれいになるということは考える余地がないわけでございます、ただ、行われたのは、流すことによってどういうことを実感できるか。数値であらわしてみたり、目視であらわしてみたりという部分で、試験のポンプによる下流域への放水がなされたのだというふうに思っておりますが、その結果を踏まえて、先ほど町長さんからも答弁がございました、一番いい方法は、揖斐川から取水するのが一番ベストではないかというふうにおっしゃられましたけれども、この揖斐川からの導水計画というのはなかなか、水利権の問題で大変難しいということは十分承知しております。そんな中で、今まで数回質問させていただいた中で、やっぱり試験的にいろんなパターンの中で導水がされておるという事例も御紹介いただきましたので期待を持っておるわけでございます、それを待っておってはいつまでたっても、この質問をさせていただいてから、もう十数年経年しております。そんな中、なかなか目の目を見ないと。やったら、結果的には、この5日間でしたか、それを2回ほどやられたということでしたけれども、透明度が3倍にもなつて大変よいというのは、当然先ほど言ひましたようにやるまでもない話でございます。そんな中でわかっていることが次のステップにどう結びついているかという具体的なところへ入りますと、今度は地域協働水質改善協議会に御相談しながらやるという、またこれは中途半端であつて曖昧な答弁に、私の耳にはそういうふうに聞こえます。なぜかといひますと、地域協働水質改善協議会が即効性のあるプランニングを出されるかどうかは別にしまして、町当局の今までの流れを見ながら、この水質改善協のほうでどういう御提案をなされるかということが、まず一番重要ではないかなと思ひます。それを行政としての役割の中でお聞きをしたいというふうに、私は重ねてその思ひを持ってお尋ねしておるわけでありますので、この水質改善協での協議を踏まえるということは当然でございませうけれども、その中へどう行政がかかわつて、一緒になつてハード面を進めていくのかということをお私はいち少し、問題先送りという言葉に聞こえる

ようなことじゃなくて、もう少しわかりやすくお尋ねをしたいと思うんですが、御答弁をいただけますでしょうか。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

数点の再質問をいただきました。

まず、企業活動に伴う公害防止の関係で防止協定はどんな設置基準を持っておるのか、詳しくはまた担当課長のほうから答弁させてもいいわけですが、基本的には法令、条例等々で基準が定められているものについて、当然のことながら防止協定の中で触れておりますし、その他周辺住民の住環境に係る問題が仮にあるとすれば、それらも含めて協定の対象にしておるということでございます。

それから報告の内容につきましては、定例報告、随時報告、いろいろございますけれども、その部分については、やはり適切な報告を求めていくべきものだろうと思っております。

ただ、私どもがいろいろやっていく中で、協定の内容が時系列的変化の中で少しずつ変えなきゃいけないのかなと思っている部分もあります。協定というのは相手方と合意をしながらやっていくものでありますので、その部分の作業が必ずしも先導してやっているとは思っておりませんが、それらに近づけてやっていくだけの努力は怠ってはいけないうらうと、そんなふう思っております。

それから河川の浄化についてでありますけれども、そんなものは水を流せばきれいになるのはわかっておるよと、実は私もそう思っておりますけれども、その方法の中で、やはりいろんな御意見を拝聴する中で支障のない方法というのをどうやって選択していくかということの中で、先ほど来おっしゃっておられます、揖斐川からの環境用水の取水が難しければ中で井戸を掘れという、これも一つの選択肢だと思っております。これは随分以前にそういう御提案がなされてから、当初の段階でそれができずに済んできたことの意味というのが、私も正直言って就任前の話でよくわかりませんが、でも、それはそれとして、今、再度それを評価し直す中でやれるべきものがあればやっていけばいいと私は思っています。それが地域協働水質改善協議会の中で語られるべき議案であるならば、そこへ提出するにやぶさかではありませんし、そこでいろんな議論がなされるのであれば、その議論にのっかる形で、言ってみれば環境改善のためにできるということを方向性を共有する中で積極的にやっていっていいんじゃないかと私自身は思っています。そういう結論を得るべく、今後とも努力を重ねてまいりたいと思っております。

いずれにしても、町内の河川の浄化というものは、何度も繰り返しになりますけれども、きれいであつたほうがいいという思いは一緒でございますので、その辺は今までの

経過の中で多少積極的でないのではというような御指摘がございましたけれども、決してそうではないよということだけこの場で申し上げておきたいと思います。以上であります。

○議長（小寺 強君）

住民課長 岩津英雄君。

○調整監兼住民課長（岩津英雄君）

公害防止協定を結ぶ条件というか、そういったものは今のところ明らかにはしておりませんが、現在締結しております職種からいきますと、衣服・繊維、それから石油・石炭製品、それから金属、機械、産業廃棄物処理・処分、これらを行う企業と締結しております。こういった企業に対して、公害防止協定を結ぶよう町から働きかけておるところでございます。

現在、15の企業と公害防止協定を締結しております、その報告は年に数回いただくことになっておりますが、実際は4分の1程度にとどまっているというような状況でございますので、今後、公害防止協定に記載されている報告を積極的に報告していただけるような対策を考えて、すぐにでもやってまいりたいと、そのように考えております。

（6番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

それでは、3回目ですけれども、河川の浄化については、別に一生懸命やっておっしやっていたいておりますけれども、目に見えて、ソフト面のほうについては住民意識の高揚・向上とか、いろんな意味でグラウンドワークの方、また花いかだによる中江川のいかだとか、そういうふうに景観的にもかなりいろんな形で努力はされておるとは目に見える部分では思うんですが、私がいつも言っておるのは、住民サイドは一生懸命それなりにできることを、例えばごみの分別でなるべく川へごみを捨てないようにとか、いろんな形で取り組みがなされているんだが、ハード面がそれについていっておるんかと。何を言いたいかというと、先ほどのいろんな定義について小難しい、3者が、4者がうまくコラボしたときに最大の力を発揮するとかという、かつての答弁をよくかみしめながら私は質問させていただいておりますので、その一番足らん部分は行政の考え方、行動のハード面の立ちおくれではないかということをお返しお返しに言っておるわけなんです。

では、行政として胸を張ってこんな事業をやっていますよと、ハード面としてどうですかと言えらるの何がありますかね。

例えば、この町民センターと文化会館の間の中江川、ここに花いかだもありますし、水をざあっと流すような施設みたいなもの、小さい浄化する一つのサンプルみたいなもの

もあります。あれは住民に対して、こうやってやると水の環境がよくなりますよという提案をされておるだけで、基本的にハードとしての取り組みではない。言うなれば、この輪之内町へ皆さん町外からも、例えばフェスティバルとか、いろんな形の中で、この文化施設にたくさんの方がお見えになります。そんな中で、春の花見をやっても、この川に川舟を浮かべて、たらい舟でも浮かそうかという気になりますかね。せめてモデル的にやるのであれば、輪之内町の庁舎の西、中学校近辺、この文教地区的なところの河床をまずきれいにして、川の中に段差を少し設けながら、少し水の流れみたいなものも提案しながら、周りには遊歩道をもっと川の水面に近いところに設けてみたり、そういう水にもっと皆さんの目が近くなって近づき、親しみやすいようなものをモデル的にも提案してみたりという、やっぱりアクションとしての行政のアクションが弱いのではないかと。水質協でどうのこうの言う前に、これは行政として十分水質協のほうに提案されても何ら異論はないところだと思いますし、やっぱり見た目にも、来町された方にも、輪之内町もいろんな取り組みをやっておるんやな、それがやっぱり自然を売り物にする輪之内町であればなおさらのこと、これは強調されてもいいんじゃないかな、私はそういうふうに思って、再三再四にわたってしちくどいような質問をさせていただいておるが、突き詰めて言えばこのことなんです。

やっていただいておりますというのはわかりますが、それを実感できるようなことを、ハード面の整備はおくれておると、そうじゃないですか。何をやってみえますか。一遍胸を張ってこんなことをやっておるということをおっしゃっていただければ、戦略課長でもよろしいし、危機管理課でもいいし、建設課でもよろしいが、御答弁をいただければ、それよりも調整監もお見えなんで調整監にお尋ねしてもよろしいが、そちらの環境ハード面対策については、多分2人の調整監が一番先頭を切ってお考えだと思うんで、町長さんの片腕としてどのようなお考えを持ってみえるのかということも含めて、参事さんもお見えなんで、この3人の3本の矢でもってすばらしい提案がなされるんかなというふうにも期待をしておりますので、よろしかったら御答弁をいただけたらありがたいなあと考えております。

それから、今の企業さんのほうの公害防止協定の関係ですが、これも4分の1程度の方から報告が出されておるということですが、あとの4分の3の方は出されていないということなんです、これは地域住民として問題を提起された企業さんからの報告だけということですかね、基本的に。

何が言いたいかといいますと、一番今問題にすぐにされやすいのが、やはり産業廃棄物を処理されている業者さんが比較的多い上のほう、上のほうといいますと、南波地区のほうがそうですよね。あちらのほうにいろんな大きな企業さんがお見えなんです、今度のエフピコさんにしても、ペットボトルをリサイクルされるとかいろんな、ただ製造のみならず、やっぱり次のリサイクルに向けての大きな重要な課題に取り組んでみえ

るということで大変結構なんです、それにもたれて、においと、粉じんとか、いろんな問題がその地域住民の方からも問題だということで、大変困ってみえるという現状もよく耳にしておりますが、それについて改善がなされているのかどうかということと、そこからまたその企業さんも、次の事業拡大に向けていろんな用地の取得とか、いろんな部分で御相談があらうかと思うんですが、そういうときに、やっぱりこういう防止協定が遵守され、住民の方ともうまくコミュニケーションをとっていただいておりますと、なかなかそういった企業さんの活動にも大きな重要な支障を来すということで、事前に早い目にそういうお互いに不利益な部分は解消していかないと、ひいては町の発展ということにも遠くなっていってしまうのではないかなあということで危惧しておりますので、あわせてそこら辺のところも御答弁をいただけるなら、簡単で結構ですのでお願いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

結論から申しますと、私どもは企業さんと住民との間の調整役として公害防止協定を位置づけておりますので、それらの適切な運用をする中で、私どもの輪之内町内における雇用の場の確保に努めてまいりたいと思っております。議員の熱い思いを十分受けとめながらやっていきたいと思っております。

それから河川の浄化について、これも熱い熱い年来の思いを語られましたので、それに異を唱えることは全くございませんけれども、なかなか私どもができる部分が目に見えてくるまでには難しいかと思っておりますが、できる限りの努力をしてまいります。

先ほどお話がございましたので、職員の側のかける思いについて、思うところがあればこれから話をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

住民課長 岩津英雄君。

○調整監兼住民課長（岩津英雄君）

ハード面について弱いのではないかと、住民に対してはいろいろと啓蒙しておるんですけれども、実際に実効性のあるハード面の施策が行われていないんじゃないかというような御指摘だったかと思っております。確かに水質浄化につきましては、もう何十年來の輪之内町民の願いでもございます。これに対して手をこまねいているというふうに見えるかもしれませんが、何とかこの輪之内の川を、きれいな川を取り戻したいという願いでいろいろな事業に取り組んでおるわけでございます。協議会の中でも種々の施策を考えておりますんですけれども、例えば今言われた花いかだにつきましては、川にもっと関心を皆さんに持っていただきたいというような願いから、去年から花いかだを浮かべて、皆さんで川をきれいにしていきたいと思いますというようなことでやっておるわけで

ございますけれども、いろいろと川が汚れている原因を突き詰めていきますと、この地帯は水郷地帯でございます。稲作も行われておりますので、その代かきの時期には多量の土砂が河川へ流れ込むというような状況もございますので、農業者の方には浅水管理をしていただけないかとかということ、それからぎふクリーン農業に取り組まれておりますけれども、低農薬、化学肥料の低減、化学薬剤の低減、これらもどんどん推進していこうというような、そういうことで水質改善協議会の中では話し合われておるわけでございます。

今後、今御提案のあった、井戸を掘ってこの川の流れをつくってはどうかというようなことも含めまして、ハード面についても積極的に対策していく所存でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

参事 加藤智治君。

○参事兼会計管理者（加藤智治君）

ただいま住民課長が申しましたとおり、思いは同じでございます。議員が言われるように、とにかく何かをやってみろということでもありますので、それに向けて頑張りたいと思います。以上です。

○議長（小寺 強君）

調整監 加納孝和君。

○調整監（加納孝和君）

先ほどハード面についておかれているんじゃないかという御指摘でございましたが、なるほどそうだと思います。今の現状の水質のことを見れば、なるほどハード面、具体的な事例をしておりません。それではいけないと私も思いますので、今後はその原因となるところ、何を先に優先してやらなくちゃいけないかということ、その原因を追及しながらハード面を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（小寺 強君）

これで一般質問を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第3、議第49号から議第53号まで及び議第65号を一括議題とします。

ただいま議題としました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 上野賢二君。

○総務産業建設常任委員長（上野賢二君）

それでは、総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

平成26年第4回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件について、12月8日午前10時17分より、協議会室にて委員全員出席のもと、執行部側より関係者の出席のもとに審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第49号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）について当委員会分を議題とし、議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、庁舎太陽光発電の売電価格8.3円は中部電力の提示価格か、ほかの電力会社も同額か、またなぜ中部電力に決定したのかに対し、8.3円は中部電力との協議で決めた金額で、他の電力会社の価格はわからない。売電が目的の設備ではなく、余剰電力がどれくらい発生するか不明であることや、一定量の売電もできないため、地元の大きな電力会社で買い取りしてもらえる中部電力に決定したとのことでした。

売電価格を交渉してもっと高くできないのかに対し、今回設置した太陽光発電設備は、原則として全額国の補助金で整備するもので、避難所である町民センターの電力確保が目的であって売電が目的ではない。あくまでも休日の余剰電力を売電するもので、一般家庭と同価格並みに売電することはできないとのことでした。

町民センターの日常の消費電力はに対し、町民センターへは役場のキュービクルから送電するので単独ではわからない。また、太陽光発電設備から送電するのは、町民センターに設置した災害時専用照明及び非常用コンセントであるとのことでした。

売電価格8.3円は、国からの指示か、また発電設備建設前に価格は決まっていたのかに対し、国からの指示ではなく、中部電力と輪之内町との交渉で決めた。建設当初から決めていないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、戸別受信機の貸与台数及び貸与率は幾つかに対し、現在、総貸与台数は2,201台であり、日本人世帯2,899世帯の75.9%であるとのことでした。

戸別受信機の貸与内容はに対し、1世帯に対し1基を無償で貸与し、同一世帯でもう1台希望があった場合は有償で渡しているとのことでした。

また、議員より戸別受信機の貸与率が100%となるよう、各区長や自治会と協力して努力してほしいとの要望がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、輪之内光サービスの加入率は何%かに対し、現在の加入件数は1,477世帯であり、その加入率は47.4%とのことでした。

輪之内町光ケーブルテレビ加入促進補助金の交付はいつまで続けるのか、何%かに達した時点で打ち切るなどの考えはあるのかに対し、町としては広報無線のほかにも住民への情報伝達手段を兼ね備えたいと考えている。したがって、本補助金の交付については、当分の間続ける予定をしているとの説明がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、競争力強化生産総合対策条件整備事業補助金の農協への補助率には対し、県からの交付金は事業費の2分の1で、そのまま農協に交付し、補助残は農協が負担するとのことでした。

競争力強化生産総合対策条件整備事業補助金は、営農組合に対する補助と同じ性質のものに対し、農協も一つの営農団体として考えているとのことでした。

競争力強化生産総合対策条件整備事業補助金の目的には対し、天候不良や湿害などで生育不良になっても高品質な小麦を出荷できるもみすり調製機の導入に対しての補助とのことでした。

輪之内カントリーの設備更新となるのかに対し、設備更新も含め産地の競争力の強化に向けた補助でもあり、ひいては地域の営農組合に還元されるものとのことでした。

商工費の街路灯は、毎年50基更新しているが、既に100基近く更新したので町の電気代は安くないのかに対し、毎年更新している施設は、区及び個人が電気代を支払っている施設を優先的に行っており、町所有の街路灯はまだ更新されておらず、電気代は安くないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第49号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）の総務産業建設常任委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第52号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第52号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第53号 平成26年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、退職給付費の612万2,000円は、今まで積み重ねた分か、またこれは手当の811万円に含まれているのかに対し、今まで積み立てた合計額であり、給与費の手当に含まれているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第53号 平成26年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第65号 輪之内町庁舎改修工事請負変更契約の締結についてを議題とし、総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、変更内容は当初設計ではわからなかったことばかりなのかに対し、アスベストの関係については、通常の保温材として、その撤去費を見積もっていた。庁舎外壁に関しては、当初設計では予算が膨らむため外したが、防水シート施工後、雨漏りが発生したため、防水シートの浸水試験を実施した結果、防水シートからの雨漏りはなく、タイル面からのしみ込みの可能性が考えられたため、改修工事と同時期に修繕するのが最良と判断し、盛り込んだ。キュービクルの改修に関しては、以前より電気保安協会からの指摘があり、経年劣化による改修時期でもあったため、今回の変更で盛り込んだとのことでした。

外壁タイル改修の設計金額は、また別工事で発注できないのかに対し、設計金額は1,317万6,000円である。また、別工事で行うことは可能であるが、施工を後年度以降に行うこととした場合、それまでに大雨や台風により雨漏りが発生し、改修した天井等が汚損される可能性があることから同時に行うことにしたとのことでした。

エレベーターなど他の改修部分で省くことができた箇所があるのではないのかに対し、金額の大きいエレベーターの取りかえについては、現行の法令には不適合で、耐用年数も超えており、取りかえることにしたとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、今回の改修の中で町長室のトイレ等不要な工事がある、今回の2,300万円の増額には削減すべき不要な工事があると考え、反対であるとの反対討論がありました。

また、今回の庁舎改修工事の契約変更は、同時に実施することにより最小限の経費で実施できることから賛成であるとの賛成討論がありました。

異議がありますので挙手により採決を行いました結果、賛成多数で、議第65号 輪之内町庁舎改修工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件についての経過の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 浅野利通君。

○文教厚生常任委員長(浅野利通君)

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

平成26年第4回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、12月8日午前9時30分より、協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事兼会計管理者、調整監、各関係課長、関係者出席のもと審査をいたしました。

その経過と結果を報告いたします。

最初に、議第49号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第4号)について当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、社会保障・税番号制度システム整備費で住民課としてはこのシステムをどのように改善するののかに対し、社会保障・税番号制度では来年10月から住民への付番通知が始まり、マイナンバーの利用が平成28年1月から開始となるため、システム改修を行うとのことでした。

職員給与費等繰出金について職員は何名か、また4月までさかのぼるののかに対し、職員は、住民課1名、税務課1名で、4月までさかのぼり、50万9,000円のうち人件費が18万5,000円、委託料32万4,000円が含まれているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第49号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算(第4号)のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第50号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題として、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、医療費が上がっているのは全国的に上がっているのか、輪之内町だけなのかに対し、医療費は県内全体で伸びている。1人当たりの医療費は低いが、平成24年度から25年度の伸びは、輪之内町がトップであった。さらに、26年度も医療費が伸びているとのことでした。

医療費が上がらないように対策を考えなければいけないのにはに対し、医療費が上がらないよう、特定健診等を行い、医療費の抑制に努めているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第50号 平成

26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第51号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題として、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、人件費に対する一般会計からの繰入金はないのかに対し、人件費は事業に対する収入である障害児給付費により賄っているので、事業量、給付費に変更がないため、不足分を繰越金で賄うものであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第51号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件についての経過の概要と結果を申し上げ、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第49号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第49号 平成26年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第50号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第50号 平成26年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第51号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第51号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第51号 平成26年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

これから、議第52号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第52号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第52号 平成26年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

これから、議第53号 平成26年度輪之内町水道事業会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第53号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第53号 平成26年度輪之内町水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

これから、議第65号 輪之内町庁舎改修工事請負変更契約の締結についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(小寺 強君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

今回の2,387万4,000円の工事費の追加については反対であります。その理由としては、やはり当初計画においてもまだまだ不要な工事があったのではないかと。例えば、町長室にトイレをつくる、町長室を拡大するとか、そういうような町民にとって本当に必要なかどうかということが疑われる、そういう不要な工事も含まれている。それには一切手をつけていないということがまず第1点。

それから、この2,300万円もの新たに工事を追加するとすれば、当然これは一般競争

入札に付さなければならない。これを随意契約で特定業者に請け負わせるということになるわけであります。この2,300万といっても幾つかの工事の積算ですけれども、例えば壁の張りかえで1,300万円の設計金額、これら膨大な金額のある工事を競争入札によることなく、決められた業者と締結するというのは、やはり問題ではないかというふうに思って、私はこれに反対であります。

○議長（小寺 強君）

ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

今回の変更契約は、改修工事を進めている中でタイルが浮き上がっているとか、そのために雨漏りの可能性がある、またそのほかにも悪いところが見つかって、これらを修理するものでございますので、今、同時に行えば修理が最小限で済むと思いますし、後になればもっと工事費が高くなると思います。よって、今回の請負変更契約に賛成をいたします。

○議長（小寺 強君）

これで討論を終わります。

これから議第65号を採決します。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立7名）

○議長（小寺 強君）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第9、発議第2号 「手話言語法」制定に関する意見書についてを議題とします。提案者から趣旨説明を求めます。

森島光明君。

○8番（森島光明君）

発案書。

発議第2号 「手話言語法」制定に関する意見書について。「手話言語法」制定に関する意見書についてを次のとおり発案する。平成26年12月12日提出。提出者、輪之内町議会議員 森島光明、賛成者、輪之内町議会議員 森島正司、同じく北島登、同じく田

中政治。輪之内町議会議長 小寺強様。

「手話言語法」制定に関する意見書について。

手話とは、日本語音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情で伝える、独自の語彙や文法体系を持つ言語である。聞こえる人たちの音声言語と同様、情報獲得とコミュニケーションの重要な手段であり、大切に守られてきた。一方、聾学校では手話を使うことが制限されてきた長い歴史がある。

世界に目を向けると、平成18年に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」においては、「手話は言語」であることが明記され、またフィンランドの憲法を初め、憲法や法律において手話を言語である旨を規程している例が見られるところである。

我が国においては、平成23年に改正された障害者基本法第3条において、「全て障害者は可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められている。また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化などを義務づけている。

これらの理念や制度が、実際の生活に生かされるようにするため、手話が音声言語と対等な言語であることが広く国民に理解され、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向け、個別法を整備し、具体的な施策を全国で展開していくことが必要である。

よって、輪之内町議会は、「手話言語法」を制定されるよう強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成26年12月12日、岐阜県安八郡輪之内町議会。衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、文部科学大臣様、厚生労働大臣様。

以上でございます。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発議第2号 「手話言語法」制定に関する意見書についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号「手話言語法」制定に関する意見書については、原案のとおり採択されました。

○議長（小寺 強君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定をいたしました。

○議長（小寺 強君）

これで本日の日程は全部終了しました。平成26年第4回定例輪之内町議会を閉会いたします。

8日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びになりましたことに対し、厚くお礼申し上げます。大変御苦労さまでした。

（午前11時53分 閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年12月12日

輪之内町議会 議長 小寺 強

署名議員 田中 政治

署名議員 浅野 常夫